

第7章 福井地震からの都市復興の特徴

第1節 福井地震からの震災復興の取り組み

1 はじめに

福井地震は激しい揺れを引き起こした直下地震で、多くの建物倒壊と地震火災による建物焼失をもたらした。被害は福井県北部と石川県南部に集中し、全壊家屋34,175戸、半壊家屋11,625戸、焼失家屋4,162戸にも達した。震源近傍の町村では、全壊全焼率100%という集中的な被害が発生した。この地震動による建物被害の激烈さが、日本気象庁震度階に「木造家屋の全壊率30%以上」を基準とする新しい震度階「震度7：激震」¹⁾を創設させた。激しい揺れは家屋のみならず上水道や都市ガス等の都市基盤施設、鉄道や道路・橋梁など交通施設にも大きな被害を与え、県内最大河川である九頭竜川では堤防の沈降も発生させた。その堤防被害は、地震の1ヶ月後に発生した集中豪雨で大規模洪水を引き起こし、地震被災地の被害を拡大させた。

街路事業や土地区画整理事業などによって市街地を改造する復興都市計画が実施されたのは、七市町で、これらの市町区域での全壊家屋は約26,300戸強、焼失家屋は約4,300戸強に達している。7市町のうち、温泉観光地である芦原町²⁾以外の六市町はいずれも地震火災が発生し、大きな被害を受けた市街地であった。

また、福井市はこの地震の3年前、1945（昭和20）年7月19日の夜間に米軍による空襲を受け、市街地のほぼ全てを焼失していた。福井市に限れば、戦災からの復興の途上に福井地震によって再び被害を受け、さらに1ヶ月後に洪水も発生した、戦災／震災／水災の三つの災害による「複合災害」とともに、すでに決定し取り組みが始まっていた「戦災復興都市計画」がそのまま「震災復興都市計画」として実施された。いわば、「事前に準備していた復興計画」によって迅速に復興を成し遂げた「事前復興計画」ともいうべき、前例のない震災復興事例である。

以下、福井地震からの復興に関して、市街地、住宅、基盤施設などの復興計画の立案・内容・実施過程を中心に整理し、震災復興の成果と課題を明らかにするとともに、今後の震災復興における教訓を考察する。

¹⁾当時の気象庁震度階では、「震度6：烈震」が最大震度であった。福井地震の被災密度破が示唆から、その上に、『木造家屋全壊被害30%以上』を基準とする「震度7：激震」が創設された。当時「震度7」の創設検討経過に関する記録や文献／資料は気象庁にも確認できず、その経緯は不明のままである。（コラム4参照）

²⁾芦原町でも火災が発生したが、住民による初期消火で炎上火災とならなかった。その逸話が、福井新聞（1948（昭和23）年7月7日）に教訓記事となって紹介されている。

2 福井大空襲の被害と戦災復興の状況

(1) 福井大空襲（新修 福井市史 I）

福井市は、市制実施（1889）当時の市街地面積が 443ha で、城下町以来の旧市街地を中心市街地として、郊外での新市街地の形成による市街地の拡大が徐々に進展していた。その経済基盤は織物業であるが、工場は郊外や周辺町村に多く立地していた。（図 7-1）。1945（昭和 20）年 7 月 19 日夜間の空襲は、福井市は市街地域の 95% といわれるが、周辺農村部も一部含めて、約 180 万坪（594ha）を焼失させた（図 7-2）³⁾。



図 7-1 昭和初期の福井市

原出典：1930、「日本地理風俗大系」：新光社

出典：稲木信夫、「福井空襲 午前一時」：ゆきのした文化協会

³⁾ 福井県「大正昭和福井県史 下巻」に掲載されている地図であるが、市街地の街路構成は、戦災（震災）復興土地区画整理事業による整備状況を示している。

戦時被災については表7-1のように、さまざまな統計があるが、福井市復興本部資料によると、その罹災世帯21,992世帯に達した。福井市の全世帯が25,691世帯とすると罹災世帯の割合は85.6%で、郊外（とくに足羽川以南）の市街地や農村部では住家が僅かに残されたに過ぎない（福井市,1970：福井市（戦災）復興本部事務報告で1945年度末時点）。



図7-2 福井空襲による焼失範囲と戦災復興土地区画整理事業による市街地整備状況³⁾

出典：福井県, 1956

表7-1 空襲による被災家屋・罹災者数（1945（昭和20）年度末頃）（著者作成）

統計種別		罹災前	罹災数	非罹災数
福井市復興本部 援護課事務報告	世帯数	25,691	21,992	3,699
	人口	103,049	85,603	17,446
福井県衛生行政概況	世帯数	24,240	22,570	1,670
	人口	96,940	90,650	6,290
福井県史 (内閣府「時事年鑑」)	世帯数	24,870	22,797	2,073
	人口	99,507	92,304	7,203
建設省 「戦災復興誌」	世帯数	———	22,847	———
	人口	———	92,300	———

(2) 福井空襲からの復興状況とその特質

a. 罹災者の疎開

福井市民の大部分は空襲後に焼失しなかった郊外の学校や寺院への集団疎開に加えて、近在の農家など一般民家も疎開者を受け入れた。罹災者がこのように疎開する中で、終戦を迎えた。

終戦後には、罹災者の大半は県内の親戚／知人などの縁故を求めて、改めて疎開したが、一方では疎開先から福井市内に戻って生活を再建する人々も増えていった。市街地では、住家が

ほぼ全て焼失したのみならず、公共施設（行政施設・教育施設・文化施設）、産業施設（店舗・倉庫・工場等）、宗教施設など、ほぼ全ての公共公益的施設も焼失した。電柱や電線も焼失したが、上水道などの基盤施設は被災していない。

疎開者は、1945（昭和20）年9月末で、16,720世帯（市内残留世帯8,970世帯）、10月末で15,750世帯（同9,950世帯）、11月末で14,250世帯（同11,440世帯）、12月末で13,810世帯（同11,880世帯）であった（福井市,1970）。また、市内残留居住世帯のうち、空襲を罹災しなかった非罹災世帯（旧来の住宅に居住）を除く罹災世帯は、9月で5,270世帯、10月で6,480世帯、11月で7,300世帯、12月末で8,128世帯である。統計によって実数には差があるが、1ヶ月に約1,000世帯の罹災世帯が疎開先から福井市内に戻ってきていた（福井市,1970）。

なお、戦災時における罹災証明の発行は、公的には人でもならず、連合町内会に委託し、各地域で本人確認をして発行された。

b. 終戦直後の住宅復旧状況

終戦から1カ月半後の罹災者の住居に関する復旧状況は表7-2のようであった。

「新修 福井市史 I（福井警察署と福井新聞による調査結果）」によると、1945（昭和20）年10月頃に福井市内に居住していた罹災世帯数は6,480世帯としているが、表7-2の1945（昭和20）年10月の復旧住宅戸数はバラック及び建築中を含めて3,898戸である。市内居住罹災世帯数と再建建物の戸数とは乖離しているが、1戸に2世帯居住という状況も少なくなかったであろうとも推計でき、このような数字上の差異になっていると考えることもできよう。福井空襲後の市内に戻った罹災世帯と再建住宅の状況は、復帰世帯を再建戸数で除すと1.66世帯/戸となる。

その再建住宅のうち46%は「バラック」であったが、驚くべきは終戦から1ヶ月半後の時点で、むしろ過半が「本建築」として建てられているということである（表7-2）⁴⁾。

積雪地域である福井では、外壁と屋根が一定の耐寒性・耐久性を持つことが不可欠であり、簡素なバラックでの越冬は困難で、なるべく早く本設（瓦葺きではなくとも、少なくとも外壁/屋根を本設）として再建することが目指されたと考えられる。また、福井県は林業も盛んで、建材が地元で供給できることも有利ではあったが、建築資材の供給を円滑にするため、立木の売買は町村または森林組合が斡旋することとし、「戦災住宅復興用材配給要綱」を制定して、罹災者への優先配給を行っていた。

また、「市民の復旧への意欲は高かった」と言われる。GHQの報告でも、織物業が盛んであった福井は「日本の中でもリッチな地域」であるとして、復興への取り組みも高く評価されていた。また、内務省より出向し福井県都市計画課長として復興計画の策定と事業実施を担当した前川 正も、「旺盛な市民の復興意欲に比較して（都市計画の対応が）立遅れの感あり、とく

⁴⁾震災復興を巡る座談で、戦災後の復興に関して「福井市は全国的に見て、復興は進んでいた方であります。復興した建物の質から見ても相当立派であったのです。」との記述がある。（町田ほか, 1950）

に“繊維王都”福井市は、建築復旧目覚ましく」と述べている（前川,1950）。

この民間の個別住宅再建に対して、社会経済的弱者については公的住宅の供給が図られていた。1945（昭和20）年9月の「罹災都市応急簡易住宅建設の閣議決定」によって、15坪以内の住宅4,700戸が福井県（県内の戦災都市は福井市と敦賀市）に割り当てられ、1945（昭和20）年12月までに（越冬に間に合わせて）2,000戸を福井市内で建築すること（敦賀には500戸）とした。また、住宅営団による集団住宅も福井市に217戸が割り当てられた。

終戦直後には多かった「バラック」住宅も、空襲から1年後の1946（昭和21）年6月の調査では表7-2のように、全再建住宅6,249戸のうち、簡素なバラックは1,640戸（全体の26%）で、バラックから本設住宅への建て替えが進んでいたことがわかる。しかし、あくまでも「戦災復興住宅」であって、福井地域の伝統的な瓦屋根葺きの本建築ではなかった。

表7-2 罹災住宅等の復旧状況

用途	年時	完成した建物	建設中の建物	合計
住宅	1945年10月	1,190戸	821戸	2,011戸
	1946年6月	3,041戸	916戸	3,957戸
会社/事務所	1945年10月	32戸	20戸	52戸
	1946年6月	489戸	134戸	623戸
公共施設その他	1945年10月	19戸	12戸	31戸
	1946年6月	27戸	2戸	29戸
合計	1945年10月	1,241戸	853戸	2,094戸
	1946年6月	3,557戸	1,052戸	4,609戸
バラック	1945年10月	1,804戸	—	1,804戸
	1946年6月	1,640戸	—	1,640戸
総計	1945年10月	3,045戸	853戸	3,898戸
	1946年6月	5,197戸	1,052戸	6,249戸

上段「福井警察署調査：1945（昭和20）年10月頃」（福井市,1970）から

下段「福井新聞調査：1946（昭和21）年6月25日付」（福井市,2004）から著者作成。

(3) 福井市「戦災復興都市計画」の策定過程と震災時の事業進捗状況

a. 戦災復興への胎動

福井市では、昭和2（1927）年4月に初めて都市計画法が適用され、3,773haを都市計画区域として、計画策定の検討が始められた。昭和7（1933）年9月に都市計画街路計画（37路線、最大幅員22m）が決定され、昭和12（1937）年5月に市街地建築物法による用途地域が適用され、住居地域877ha、商業地域412ha、工業地域189ha、未指定（後の準工業）地域490ha、合計1,968haが指定されていた。この都市計画的状況で空襲を受けた。

熊谷太三郎（1955）『立ち上がる街から』には、福井市の戦災復興計画の策定過程が詳しく

回想されている。それによると、終戦間もない1945（昭和20）年9月上旬、全国の戦災都市を対象に、内務省から「復興都市計画に関する政府の方針」が伝えられた。当時、福井市長に（10月2日に）就任予定が内示されていた熊谷太三郎は、「都市計画は都市文化の根幹である。都市計画を行わずして都市文化の高揚は望み得ない。……政府の方針を体して都市計画の完成に努力し、文化都市福井の実現を図ることによって、郷土の復興に寄与し、之を通じて祖国の再建に資したいと考えた。（原著日付1949（昭和24）年11月（熊谷,1950）」と述懐している。復興にあたって、街路計画及び土地区画整理事業によって破壊された市街地の「城下町の都市構造を改変する」ことに加え、繰り返されていた市街地の水害対策として、戦前に計画されながら事業実施に至らなかった「改良下水道計画を実施する」ことを思い立ったとしている。そして、「拙速をモットーとして」都市復興に取り組んだという。

熊谷は、国の「復興都市計画の基本方針」（1945（昭和20）年11月）に先立ち、市長就任前であったが9月には市議員と連合町内会長による「道路委員会」を設置し、1932（昭和7）年に都市計画決定されていた37路線総延長90km（22m幅員1路線、18m4路線、15m12路線など）の街路計画の再検討を始め、9月11日には「道路計画についての復興方針」を一応決定し、市庁舎前の掲示板に掲示した（福井市,2004）。

これは、「復興への支障を減らし」、「都市計画の実施に関する市民の注意を喚起する」という周知効果を図ったもので、相当の効果があった、と述懐している（熊谷1950）。11月に「復興都市計画の基本方針」が閣議決定され公報されるが、その前にこのような取り組みを開始していたことは注目できる。

b. 戦災復興への取り組みと復興都市計画の概要

(a) 戦災復興本部の設置

市長に就任していた熊谷は、基本方針を受け、都市計画の立案に向けて福井市戦災復興本部を設置（1945（昭和20）年10月）するとともに、（市ではなく）県を実施主体として検討を進めることとした。当時は県にも市にも都市計画に関わる専門人材は乏しく、「復興都市計画の策定の中心主体に「福井県」に位置づけることで、県市一体となつての復興への取り組みを可能とするように図った」という。

その戦災復興への取り組みに関して、熊谷は、都市計画の実施を阻害することになる個別住宅の再建に関して、「各戸の建築に少しも制限を加えなかった点で、同年10月6日の私記には「建築許可に区画整理の条件を付せざる当局の取扱いは不審なり、早速照会の上、対策を講ずることにする」と述懐し、“計画の遂行に無関心な”県に対する不満と自己焦慮の情を表している」（熊谷,1950：“”は著者加筆）と回顧している。

また、人材確保のために内務省からの出向を働きかけるとともに、ともかく、基本方針の策定から始め、街路計画と土地区画整理事業を中心に、公園緑地計画、墓地移転計画、改良下水道計画、そして土地利用計画を骨子とする福井市戦災復興計画が立案されていった。

(b) 戦災復興計画の目標像

福井市戦災復興計画の基本方針として、復興本部文化委員会（1946（昭和21）年1月）は、目標人口規模は1975（昭和50）年16万人とし、人口密度は16人/haとして、次のような復興目標をとりまとめた（福井市,2004）。

- 1) 繊維産業を中心とする産業発展と防火を目標に、街路の拡幅と交通のスピード化、工場敷地の確保を図る。
- 2) 商業消費活動を活発にするため、商店街や繊維問屋街の配置を考慮した街区構成とする。
- 3) 都市景観の構成に配慮し、県庁/市役所周辺を政治・経済の中心として造型に役立たせる。
- 4) 適正規模の公園緑地を市街地全域に調和的に配置し、足羽川に緑地帯、足羽山を自然公園に整備する。
- 5) 市街地全域に改良下水道を建設し、水害防御と環境衛生に改善を図る。
- 6) 北陸線を南北に直線化し、福井駅を東方に移転し、駅前広場と広幅員道路を整備する。
- 7) 市内に点在していた墓地を集約し、足羽山等に近代的墓園を造成し、跡地を有効活用する。
- 8) 市民の体育とスポーツ精神の進行に資するため、北部に県営総合運動場を整備拡張するほか、スポーツ施設整備を進める。

(c) 街路計画の策定

街路計画は、最も早くとりまとめられた復興計画である。1945（昭和20）年9月に市議や連合町会長らによる「道路委員会」で計画的整備を検討し、計画案を内定していたが、同12月30日に復興本部土木委員会は、内定計画案を一部変更した街路計画を決定した。

街路計画は、国鉄北陸線の改造（東側に南北に新しく線路を移転・敷設し福井駅の位置を変更）によって、新しい鉄道と駅舎に直交するように街路構成も大きく見直された。戦前の最大街路幅員22mに対して、新しい福井駅前に広場を設置しそれに直交するように新たに幅員44mの駅前街路を新設することにした。そして、それに交差する南北の街路は36m幅員に高規格化され、鉄道の路面への乗り入れも計画された。国の戦災復興基準では「地方中小都市では最大の道路幅員36mとする」としていたが、福井市では最大幅員44mとするなど改めて「百年の大計」として検討した、としている。（図7-7参照）

この街路計画は、基本的に震災復興都市計画に引き継がれていく。

(d) 土地区画整理事業計画の概要

復興事業における最大の事業は土地区画整理事業である。土地区画整理事業については、街路計画と表裏一体の都市復興の最も基本となる取り組みで、街路計画と土地区画整理事業区域の都市計画決定は、1946（昭和21）年5月3日であった。

福井市の測量区域面積は186万坪（613ha）と、戦前の市街地面積を超えている。そのうち戦災ガレキなどの除却区域（清掃整地区域）は135万坪（446ha）、そして土地区画整理の対

象である換地対象区域が 169 万坪（507ha）であった。（図 7 - 2 参照）

戦災復興都市計画事業は、1946（昭和 21）年 4 月 24 日に駅前の 44m 街路予定地で杭入れ式が行われ、着手された。しかし、当時すでに戦災住戸数 22,845 戸のうち約 45%に相当する住戸は（その多くは簡素なバラックよりも先述のように）「豪雪地域特有の本建築であり、事業の前途に非常な困難を予想せしめていた」という（前川,1950）。

その土地区画にわたる細部を決定するが換地計画であるが、換地計画は事業区域の都市計画決定以後に始まり、1947（昭和 22）年 4 月 14 日によやく土地区画整理委員会にて第 1 回仮換地指定が決定し、翌 1948（昭和 23）年 2 月 19 日の第 5 回委員会で仮換地指定が完了した。

このように終戦から 2 年半ほどで 507ha の土地区画整理事業も換地処分が完了するなど、他の戦災都市に比べても非常に迅速な進捗であったと言える。

（e）戦災復興都市計画事業の先行的開始

1945（昭和 20）年 9 月（終戦 1 ヶ月後）の道路計画の内定に伴い、土地区画整理事業も念頭に、1945（昭和 20）年 9 月頃より先行的に地形測量を開始し、1946（昭和 21）年 3 月末には測量を終えていた。こうして福井市では、戦災復興院の設置（1946（昭和 21）年 5 月）を待たずに、建築線（道路予定線）を指定し、街路・公園・学校・官公地等の公共用地の確保を目指していた。

（f）土地利用計画の変更

土地利用計画としての用途地域も見直され、住居地域 1,099ha、商業地域 90ha、工業地域 286ha、未指定（後の準工業）地域 240ha、合計 1,715ha が指定され、その他に無指定地域 252ha で、合計 1,968ha となった。戦前の指定に比べると、商業地域と未指定地域が低減され、住居地域、工業地域が拡大するとともに、無指定地域が指定された。

その都市計画決定は、福井地震後の 1949（昭和 24）年 1 月であった。

（g）復興都市計画の主体とインフラ整備

水害に常襲されていた福井市では、水路事業として 38 路線 17km が、街路事業／土地区画整理事業とともに、福井県を事業者として計画し執行されることになった。

その他、上水道事業、下水道事業、都市ガス事業は福井市を事業者（福井県からの委託事業）として計画し執行されることになった（前川,1950）。

c. 焼跡ガレキの撤去と奨励金制度

復興都市計画として最初に取り組んだのは、「焼け跡清掃（清掃整地）」である。当時、このガレキ清掃が、機材的にも労力的にも、最も「難事中の難事」であると思われたが、GHQ からの「復興促進と保健衛生の見地からの熱心な勧告」に押されて、1946（昭和 21）年 2 月末

に「方針」を決定し、ガレキ処理を進めることとなった。その「方針」とは、国の戦災復興方針にガレキ処理支援の考え方があることを知り、復興方針が公表される前に市長の判断で「ガレキ処分奨励金」の仕組みを公表し、いわゆる『公費解体』に取り組むものであった。それは、

- 1) 「ガレキを敷地内に片付ける」と、1円／坪、
- 2) 「敷地の整頓と残屑（ガレキ）の処分」には、5円／坪

を奨励金として支払うとする方針であった。

方針公表から4ヶ月後の1946（昭和21）年6月末には、被災地の約80%の焼跡清掃を完了したとして、熊谷（1955）は「この焼跡清掃の早期実施が、市街の復興及び都市計画の促進に大きな役割を果たした」と評価している。50坪の敷地で完全清掃をすると250円（現在価格⁵⁾で176,300円ほど）の奨励金を入手でき、ガレキ処分・敷地の整頓が急速に進んだ。震災家屋21千世帯の80%として、17,000戸のうち、7割が完全処理（3割が整頓のみと仮定すると、4ヶ月間の奨励金の総額は323万円程度（現在価格で約23億円ほど）となる。

1946（昭和21）年早々、新知事が赴任し、これを期に積極的に戦災復興都市計画に取り組むようになった。毎週、県市の連絡調整会議が開催され、復興の取り組みが決められていった。

- 1) 必要経費は県市で折半する
- 2) 戦災復興事業の事業主体は県とする
- 3) 福井市は県からの委託事業として、ガレキ処分、区画街路の築造、公園緑地の造成などの復興事業を実施する

という体制を構築した。先述のように、市長である熊谷（1955）は、本来市が主体になるべき復興計画ではあるが、事業の主体を県とすることで、「この困難な事業に県を引き入れて、その有力な援助を期待するには県を復興事業の主体とする」と考えたとしている。

d. 戦災復興都市計画の反対同盟と推進体制の強化

1947（昭和22）年4月に、初の公選制による市長選挙が行われるに際し、戦災復興都市計画反対を掲げる対立候補が出現し、都市計画反対同盟が結成された。他方では復興促進期成同盟が結成され、投票結果は、復興促進（熊谷市長）が18,000票余に対し、反対同盟側は8,000票余であった。

建設省などに技師等の派遣を要請していたが、1947（昭和22）年4月からは、土木部建築課長（竹内佐平治）、都市計画課長（前川正）らが着任し、戦災復興に尽力した。さらに福井市（及び敦賀市）に戦災復興事務所が開設され、1948（昭和23）年には県計画課19人と福井復興事務所48人（敦賀で11人）という体制で、戦災復興事業に取り組むことになった。

⁵⁾消費者物価の変動推計は、一律の換算表はない。そこで、「図録日本の貨幣」から日本銀行新指数により1946（昭和21）年の6,411円、1947（昭和23）年の50,403円が1952（昭和27）年で137,650円に、総務省産業別名目賃金指数から製造業で1952（昭和27）年の3.2が2006（平成18）年で105.1に変動している。これを用いると、1946（昭和21）年の1円が1952（昭和27）年の21.47円に、1948（昭和23）年の1円が1952（昭和27）年に2.76円に、1952（昭和27）年から2006（平成18）年で名目賃金は32.84倍に上昇している。従って、1946（昭和21）年の1円の現在の価値は、 $21.47 \times 32.84 = 705.07$ 倍となる。また、1948（昭和23）年の1円の現在の価値は $2.76 \times 32.84 = 90.63$ 倍となり、終戦直後の物価の変動の激しさを物語る。なお、1946（昭和21）年ころの大工の公定手間賃が120円／日、1948（昭和23）年には300円／日であったと言う。ちなみに、阪神・淡路大震災における木造一戸建て住宅の公費解体（平均100万円）に比べると、実質価格としては非常に「少額」であったと言えよう。

e. 街路計画・土地区画整理に対する「要移転家屋」の出現

しかし、この間に福井市内に個別に建てられていった再建家屋は約 14,000 戸にのぼり、そのうち道路用地等に突出して再建されていた「要移転家屋」数は約 4,500 戸にも達していたという（熊谷,1955）。そこで、土地区画整理事業に公式に着手する第一歩として、1948（昭和 23）年 6 月 26 日、市中心部に散在していた「要移転家屋」200 戸に、特別都市計画法に基づく「移転命令」を発令した。それは、福井地震 2 日前であった（福井市,2004）。

3 福井地震の被害と復旧の概要

(1) 福井地震直前の住宅再建と市街地の状況

福井地震が発生した翌日、火災現場ではまだ残煙が立ち上っている被災地を、軍政部 GHQ は火災で焼失していない主な被災地に調査ブロックを設置して航空撮影し、航空写真から建物の種別とその被害状況を判定している。（GHQ,1949）このデータは、震災当日の建物状況を示している。

表 7-3 震災直前の市街地の建物状況 出典：GHQ, 1948（昭和 23）年 6 月

	軽屋根（バラック）			重屋根（本建築）			合計		
	全数	全壊	全壊率	全数	全壊	全壊率	全数	全壊	全壊率
福井市	1,225	417	34%	402	240	60%	1,627	657	40%
森田町	148	70	47%	368	325	88%	516	395	75%
丸岡町	33	22	67%	600	547	91%	633	569	90%
金津町	57	28	49%	581	512	88%	638	540	85%

この調査における「建物屋根構造の定義」は不明であるが、「重屋根構造」は瓦葺きの本設建物と想定できる。しかし、「軽屋根構造」は、豪雪地域の福井としては、簡易バラックではないが「（本建築ではない）仮設的な復旧住宅」と推察できる。すなわち、その多くは、いわゆる残材で手作りした粗末なバラックではない、瓦屋根を乗せていないという意味では「応急的本設住家」とも言うべきものと考えられる。それは、先の前川の発言からも伺える。

すなわち、空襲にあった福井市では「応急的本設住家」が圧倒的に多かったと言える。

重屋根と軽屋根の建物棟比は、福井市で 25 : 75 と 4 分の 3 が軽屋根であるが、空襲を受けていなかった各町では森田町で 71 : 29、丸岡町で 95 : 5、金津町で 80 : 20 となる。戦後の大陸などからの復員者と福井空襲での疎開者などがこうした非戦災地に疎開してきており、住宅が逼迫していたため、福井市に最も近い森田町では、軽屋根構造の住家の割合が相対的にやや高くなっていたと推測される。

(2) 福井地震の被害と復旧復興の概要

a. 建物被害の概要

1948（昭和23）年6月28日夏時間17時15分（通常時間16時15分）頃、福井地震は発生した。強い地震動による建物倒壊に加え、直後からの同時多発型火災によって、福井地震の建物被害の全壊率は非常に高く、「木造建物全壊率30%」以上を定義とする「震度7：激震」が新設されることになった。後述するように、市街地を都市計画によって復興することになる福井市とその他の6町には、全壊全焼率100%という激烈な被害を受けた地区や集落が出現していた。この建物の集中的な被害と、市街地の基盤未整備状況が、都市復興計画を導入する大きな背景となった。

表7-4 福井地震の建物被害 出典：福井市1970

(戸数)	福井市	足羽郡	吉田郡	坂井郡	その他	福井県計	石川県計	総数
全家屋数	17,805	5,178	8,532	24,803	14,774	71,092	37,185	108,277
全壊家屋	11,404	2,212	5,963	13,664	239	33,482	693	34,175
半壊家屋	1,616	1,088	890	3,718	1,159	8,471	3,154	11,625
全壊率	64.0%	42.7%	70.0%	55.1%	1.6%	47.1%	1.9%	31.6%
焼失家屋	2,407	0	135	1,619	1	4,162	0	4,162
焼失率	13.5%	—	1.6%	6.5%	0.0%	5.9%	—	—

福井県警察本部の調査（世帯ベース）もあるが、上記は福井県震災対策本部調査（棟ベース）である。福井県計は被災した1市6郡（13町75村）の合計、石川県計は1市5郡の合計

b. 道路・鉄道・橋梁の被害と復旧

(a) 道路の被害

戦前の道路整備は軍事目的が優先され、地方では陸軍の演習を契機に戦車や軍用トラックの通行に耐えうる橋梁や道路の整備が進められた。終戦直後（震災当時）、福井県では北陸道（国道12号）でも、郊外や農村地域では幅員5m（3間）程度で未舗装状態という状況であった。

道路・橋梁は、被災地全域で陥没、亀裂、落下を生じ、また市街地では倒壊家屋が道路を閉塞し、交通障害は著しかった。特に北部（石川県方面）から福井市へ至る九頭竜川の橋梁は悉く被災し、徒歩のみかろうじて通行できる箇所が僅かに残ったものの、車両通行は途絶えた。

延長599kmの主要道路（国道12号40km、重要幹線道（国・県道）100km、その他県道248km、市町村道200km）が被害を受け、被災した主要道路の橋梁を含む300の橋梁が被災し、道路・橋梁の被害金額4億一千万円（現在価格2,800億円）と算定された。

(b) 道路の復旧

重要路線のうち、土地区画整理事業区域に含まれる路線は都市計画街路として復興するが、郊外部（42km）は1948（昭和23）年～1950（昭和25）年度の3カ年での復旧計画が決定さ

れた。道路の復旧は被災地全体の復旧・復興活動に関わる重要課題であり、迅速な取り組みが図られた。

国道 12 号線に掛かる船橋は最も重要な橋梁であったので、1948（昭和 23）年 9 月 30 日に仮橋を竣工したが、同時に 1950（昭和 25）年 3 月竣工予定で橋梁の復旧工事に取り組んだ。また、新保橋（延長 550m）は、左岸寄り（福井市側）432m が幅員 2.8m の木橋であった。資材不足の中、建設省名古屋地方工事が H 鋼材を保有しているということで、ここが工事主体となり、RC 橋部分と同じ幅員である 4.5m で復旧することとなり、2012（昭和 24）年 2 月起工、同 5 月の竣工という迅速な復旧に取り組んだ。その他、九頭竜川に掛かる布施田橋（最長の木橋）、高島橋（木橋）、中角橋（RC 橋）の他、日野川の 4 橋（全木橋）、足羽川の 2 橋（1 木橋）が主要な復旧対象の橋梁で、いずれも 1949（昭和 24）年 4 月以前に竣工するとした。（福井県,1949）

(c) 鉄道の被害

鉄道も大きな被害を受けた。国鉄では、走行中の列車が脱線転覆したが、死者はいなかった。貨車 43 両が転覆したほか、本線 38km、側線 30km で軌道の陥没・隆起・屈曲などを被り、枕木 26,000 本が破損した。特に九頭竜川の鉄橋は完全に落橋したし、駅舎も被災し、5 人の殉職者を出した。

福井平野を走行する京福電鉄は、ほぼ全線が被災し、最も大きな被害を受けた。特に九頭竜川に掛かる 3 つの鉄橋で橋桁の落下被害を受け、その他の鉄橋もズレや沈下による段差の被害を受けた。盛土の線路敷きでも沈下とズレが至るところで発生し、最大は 1.5m の沈下を見た。脱線や転覆した車両は 109 台となり、大破中破したのが 19 両もあった。

南部から福井に至る福井鉄道は、総体的に被害は少なかったが、営業延長 53km のうち 6 km が被災した。主な被害は盛土線路敷きの沈下であった。（福井県,1949）

(d) 鉄道の復旧

鉄道の回復は、道路交通に比べると迅速であった。

国鉄では、南からの米原－福井間は 7 月 1 日に開通した。森田以北は 7 月 22 日に開通した後、九頭竜川橋が本格復旧したのは、12 月末であった。福井駅は、市街地復興に伴う街路計画と連動して、線路を一部東側に移動させ、駅舎の一を東側に移動する計画であったが、この計画は断念され、駅舎は元の位置で復興した。

福井平野を運行していた京福鉄道は被害が大きかったが復旧は早かった。九頭竜川の橋梁が被災した三国・芦原線でも、8 月 21 日には回復した。

南から福井市に至る福井鉄道は、市内で電車が市街地火災に巻き込まれて延焼したが、相対的に被害は軽微で 7 月 13 日には全線運行した。（福井市,1970）

(e) 河川/堤防の被災と複合災害の発生

震源地を県内最大の河川九頭竜川が流下し、福井市内を流下する足羽川や南部から流下してくる日野川は九頭竜川に合流して日本海に注いでいる。この3河川が形成した福井平野が被災地であり、被災区域の河川堤防は全延長140kmに渡り、亀裂・陥没・沈下・崩壊し、最大4.5mも堤防嵩が沈下した。このことが、1ヶ月後の7月23日夜間から25日にかけての豪雨（九頭竜川上流部で降水量350mm以上成っていた（福井市,1978））によって、地震被災地を水害が襲うという複合災害を引き起こした。

地震が6月28日であり、梅雨の降雨に引き続き台風の季節を迎えることから、堤防の改修は長期間を要する被災堤防を除去して築造し直すのではなく、応急的に沈下堤防の上に盛り土をする応急復旧措置が執られた。足羽川でも、そのような措置が執られたが、2007（平成19）年の足羽川水害では、その盛り土堤防で決壊し大規模な水害を引き起こすことになった。（写真8-1参照）

c. 産業分野での被害と復旧の概要

(a) 農家・農業の被害

福井県の被災地域には44,273この農家が存在していた。そのうち全壊農家15,353戸、半壊農家4,020戸、焼失84戸であった、死者は815人に及び、負傷者も5,826人に達した。まだ多くの農家では田圃で農作業中であって、全壊した農家にいた高齢者と幼児が犠牲となった。

米作地帯であり、「コシヒカリ」発祥の地でもある福井平野であるが、農業被害は水田の地割れや傾斜によって水涸れなどが生じた上に、7月には水害に見舞われ、被害は拡大し、この年の収穫は大きく減退した。た。

地震の被災水田は30,000haに達し、農道・灌漑設備（水路・橋梁・護岸・樋管・揚水機）など被害33億円（現在価格3,000億円）、農機具等で1.2億円（同110億円）等であった。

(b) 農業の復旧

戦後の食糧難の時代に、農業の復旧は国民的課題でもあり、農業復旧5カ年計画を策定して取り組んだ。第一に、すでに田植えを終えていた水田では田圃の傾斜や水路の被災によって水涸れしたり、水害によって流失したり土砂で埋没してしまった水田では、稲の植え替えを行うこととなり、県外から苗の支援を受け、植え直した。この田植えの労力には農学校の生徒などが支援した。県でも肥料の緊急配給を行い、肥料管理を徹底した。第二に、被災した農道・灌漑用排水路・橋梁などの復旧は、復旧工事を集落で請け負わせることとし、費用は県が負担した。被災した農民の手間賃収入も確保され、自立的復興に向けての取り組みであった。

(c) 織物工業の被害

福井県の基幹産業は福井市を中心とする繊維工業（人絹）であった。工場の多くは、福井市

内ではなく、郊外や周辺町村に多く立地していた。県内の全 992 工場のうち 717 工場（73%）が被災し、織機の 55%が被災した。商品の焼失も含め、80 億円（現在価値で 7,280 億円）以上の損失があった（福井県,1949）。

工業全体では、1,957 工場（被災地の工場の 44%）が被災し、その被害金額は 9 億 4 千万円（現在価格 860 億円）という（福井県,1949）。

(d) 織物工業の復旧

織物工業は、国の基幹的工業の一つで、その復興には国を挙げての支援がなされ、復興は迅速であった。震災から 9 ヶ月後の 1949（昭和 24）年 4 月 1 日時点で、震災前の織機台数に対して、絹人絹の織機は 145%、撚糸の錘数は 130%、細巾織機は 165%、紡績の錘数では 240%、メリヤス織機が 97%であり、むしろ被災支援を切っ掛けに、工場の新設にあわせて織機台数を増やし、事業規模の拡大が図られていた。

織物工業の迅速な復興は、多くの雇用を可能にし、「日本一リッチな地域（GHQ）」の背景でもあったし、被災者の収入の確保は、復興の取り組みが迅速に進められる基盤となった。

(e) その他の商工業の被害

その他の商工業にも大きな被害が出た。被災業者数は 5,265 業者で、総損失額 12 億 7 千万円（現在価格 1,150 億円）に達した（福井県,1949）。市内のデパート「大和」も「だるま屋」も焼失した。映画館も焼失し、数十人以上の犠牲者を出したところもあった。福井市内の多くの銀行も被災し、行員が 5 人死に、2 人が負傷した。

d. 公共・公益施設の被害と対応の概要

(a) 医療施設

医療施設は、被災地域内では、ほぼ全て大被害を受け、負傷者の治療にも大きな支障となり、要治療者は域外に搬送された。九頭竜川の橋梁がすべく被災し交通が途絶したため、九頭竜川以南では被災地に南に隣接する鯖江市や武生市の医療機関に搬送された。九頭竜川以北では、石川県に搬送して治療が行われた。

(b) 官公庁や行政機関

県庁は戦災で全焼しており、修復して利用していたが地震で大破した。別館も全壊したが、災害対策本部は議事堂に設置して、復興に取り組むこととなった。

福井市役所本館は、3 階の窓の破損箇所から延焼したが、一部焼損で食い止めた。しかし、被災区域内の 30 の町村役場が全壊(29)全焼(1)し、復興業務にも困難を伴った（福井県,1949）。

その他、福井市内では、全焼は裁判所、検察庁、税務署、商工会議所、軍政部事務所など、全壊は刑務所、測候所、警察学校、工業試験場、蚕業試験場、公共職業安定所などで、経済／

行政の中核機能施設が悉く被災した。警察や消防などの防災機関施設も同様に大きな被害を受け、緊急対応活動にも支障を来した。

(c) マスコミ施設

新聞社は各社が倒壊あるいは焼失したが、福井放送局（NHK）は、被害軽微であった。しかし被災者はラジオも失った者が多く、放送を聞くことも容易ではなかったと思われる。

新聞は記事原稿を電話で口述送信し、全国紙は名古屋や大阪の支社で印刷し、地元の福井新聞は金沢の北毎新聞の協力を得て作成・印刷し、被災地に送り込まれ配布され、新聞発行を継続した（座談会「報道・放送人の震災秘話を聴く」,所収 福井県,「福井震災誌」,1949）。

(d) 学校など教育機関

学校の被害も著しく福井工専（現福井大学工学部）も主要な施設の多くを焼失した。福井工専の敷地は 1952（昭和 27）年の「福井復興博覧会」の会場となった後に、福井大学のキャンパスとして復興することとなった。

また、小中学校では、全焼 12 校、全壊 78 校に達した。小中学校は 8 月 1 日から、GHQ から提供された天幕教室で授業を再開した。教科書および特別給食の提供（文部省）もなされた。

(e) ライフライン施設—電気・電話・ガス・上水道—

①電気

電気は、水力発電施設が水路などの被害によって発電機能を大きく低下させた。しかし、被災区域内の変電所の被害が最も著しく、送電線／配電線／電柱の被害も著しかった。それでも、北陸配電は 6 月 29 日（翌日）に試験送電を始め、7 月 3 日（1 週間後）から官公庁・医療機関・報道機関など重要施設から順次、配電を進め、7 月 10 日（2 週間後）には市内各所で一般家庭の配電申し込みを受け付け開始した。

②電話

電話通信は、被災区域の全電話加入者 3,340 者の 91%、3,032 者が被災し、交換局および回線の被災も著しく、被災区域の全域で音信不通状態となった。被災区域外への幹線ケーブルも破損し、支援先でもある関西との連絡も困難となった。

応急復旧で関西との連絡は 7 月 17 日（3 週間後）に、北部（震源地）での応急復旧は 8 月末（2 ヶ月後）に完了した（福井県,1949・福井市,1970）。

③ガス

福井市営ガスは、戦災で地上施設が壊滅していたが 1946（昭和 21）年 10 月から供給再開していた。地震によって埋設管の被害も著しく、戦災被害額 400 万円に対して、地震被害は 7,400

万円（現在価格 70 億円）を上回った。資材不足のなかでの応急復旧も困難で、6 ヶ月後（12 月 16 日）にようやく試運転を開始し、1949（昭和 24）年 4 月（10 ヶ月後）から需要家庭の申し込みを受け付け、逐次供給を開始した（福井市,1970）。

阪神・淡路大震災時のガスの復旧が 3 ヶ月間であったことに比べると、長時間を要しているようであるが、これは街路計画と土地区画整理事業による街路変更箇所が多くなっているためである。

④上水

市営上水道も同様に、戦災の被害から復旧したが、再び地下埋設施設と地上施設設備が大きな被害となった。ガスと同様に、福井市では復興土地区画整理事業に合わせて復興されることとなったが、当面の応急復旧（10 戸に 1 カ所の共同水道栓の設置）は関西、中京からの応援を得て、8 月上旬（5 週間後）に 2,000 カ所の共同水道栓の設置を達成した。1949（昭和 24）年 6 月（1 年後）には、市内 8,000 戸への各戸給水が可能となった（福井市,1970）。

4 復興都市計画の取り組み

土地区画整理と街路計画を中心とする復興都市計画は、表 7-5 のように地震動と延焼火災によって大きな被害を受けた 7 市町で実施された。戦災復興の福井市に加えて被害が激甚であった 6 町で「復興都市計画」事業を行うこととなり、福井県は、福井市戦災復興事務所を拡充して震災復興体制とし、滋賀県、愛知県などからの応援として合計 65 人を得て、組織強化を図った。

表 7-5 には、都市復興計画の概要も示したが、市町別の復興計画概要は以下である。

表7-5 都市復興計画事業を実施した市町の被害と事業の概要

建物被害		福井市	森田町	松岡町	丸岡町	春江町	金津町	芦原町	
全家屋数(戸)		17,805	1,773	1,501	1,680	2,418	1,230	1,254	
全壊家屋(戸)		11,404	1,723	566	504	2,297	845	912	
半壊家屋(戸)		1,616	7	564	—	—	81	332	
全壊率(%)		64.0%	97.2%	37.7%	30.0%	95.0%	68.7%	72.7%	
焼失家屋(戸)		2,407	43	84	1,176	121	304	1	
焼失率(%)		13.5%	2.4%	5.6%	70.0%	5.0%	24.7%	0.1%	
全壊全焼率(%)		77.5%	99.6%	43.3%	100%	100%	93.4%	72.7%	
都市復興事業	街路計画	計画幅員	44m	567	—	—	—	—	—
			36m	4,014	—	—	—	—	—
			27m	9,480	—	—	—	—	—
			20m	3,927	—	—	—	—	—
			15m	2,942	1,020	1,065	1,801	90	241
			11m	4,265	1,907	1,645	1,176	1,125	2,278
			<10m	107,640	10,903	10,894	14,454	17,655	11,246
		総延長(m)	132,840	13,830	13,604	17,431	18,870	13,765	5,987
		土地区画整理	557.7ha	40.5ha	71.9ha	76.6ha	51.5ha ⁶⁾	62.7ha	—
		水路	3,488m	430m	985m	4,519m	760m	315m	1,194m
	下水道	6,397m	—	—	—	—	—	—	

「建物被害」については「福井県震災対策本部調査」による。

(1) 福井市の震災復興計画

a. 戦災復興から震災復興へ

福井市の「戦災復興計画」は、福井地震直前に事業が本格化していた。最も根幹となる復興都市計画事業は街路事業と戦災市街地 196 万坪 (647ha) における土地区画整理事業である。その換地計画は5回の委員会で震災直前に決定し、事業区域での換地指定指標設置率は 90%、街路工事事業の実施率 20%、約 1,500 万円の事業費を傾注したところで、福井地震で被災した(福井市,1970)。

震災によってそれまでの苦労は「水泡に帰したか」に思われた(熊谷,1949 等)が、戦災復興本部は震災復興本部として、むしろ「地震前に都市計画的復興については計画が完了していた」という『事前復興』の取り組みとなって、事業遂行に邁進した。

この震災によって、復興途上にあった市街地は再び揺れと火災による被害を経験したことで「市民の都市計画に対する認識が高まり、とくに難行していた建築物の移転事業に利するところもあった。」との論評が多い(福井市,1970)。基本的には、戦災復興都市計画はそのまま震災復興都市計画として継承され、事業推進することになった。とはいえ、街路、上下水道の敷

⁶⁾ 「都市復興事業」に関する数値は、福井県(1949(昭和24)年)「福井震災誌」によるが、春江町の土地区画整理事業区域面積が記載漏れであり、森田町・金津町・丸岡町・松岡町の平均事業費 29.71 万円/ha を基に、事業費から推計したものである。

設、公園緑地の拡充、墓地移転集約化、防災施設の整備などが、一部拡充された。

b. 建築線および換地の現地標示

戦災復興計画で街路計画のための建築線標識「街路境界線現地標示」(震災時の設置率 30%)、土地区画整理事業のための換地指定指標(震災時の設置率 90%)が、震災により家屋倒壊や焼失・ガレキ処理に伴って失われた。そこで、準備してあった杭を使って県・市は協力してすぐさま杭打ちに取り組んだが、個々の建物再建意欲は強く、現地標識前に「バラック建築の違反が増加し」ていったという(前川正,1950)。そこで、7月15日(2週間後)に「(1)都市計画道路標示に違反して建築した建物は無償撤去を命じること、(2)7月18日までに道路標示を終えること、(3)換地標示は引き続き迅速に行うこと」をマスコミを通して発表した。

さらに、これに違反して街路に突出している建物には、「水道／ガスの供給を行わない措置」を執ることとした(福井県,1949)。

c. 焼失・倒壊建物への対応

被災建物の多くは住宅であるが、住宅以外の施設も被災した。非木造の建物のうち福井市内の約 50 棟の鉄筋コンクリート造建物のうち、約 30 棟は空襲によって被災していた「焼けビル」であった。大和デパートに代表されるように地震で全壊した建物がある一方で、地震被害を免れた焼けビルも少なくなかった。被災建物のうち大和デパートなど 5 棟については、「保安上の見地から、市街地建築物法第 17 条に基づき、所有者に対し除却命令を発し、11 月に(除却が)完了した。」(竹内,1950)。震災被害が軽微であった鉄筋コンクリート建物のうち、福井市庁舎、福井警察署、福井県庁本館(GHQ1949によると大破としている)、議事堂などは、復興の本部活動の場として活用された。

d. ガレキ除去を促進する「清掃・整地補助金」

再び瓦礫の山と化した被災市街地のうち、特に福井市は土地区画整理事業の換地計画が決定していたこともあり、換地への移転と道路整備のための建築線の遵守のためにも、瓦礫の処理を急ぐことも目的として、戦災復興時と同じく、被災敷地での清掃・整地の補助金の支払いを決定した。焼失建物に対しては清掃費 300 円／坪、全壊建物に対しては取り片付け費 600 円／坪の補助支払いを行うこととした(前川,1950)。

この補助金は、先述の戦災時の「完全清掃 5 円／坪(1946(昭和 21)年の 1 円は現在価格 705.07 円)」に対して、1948(昭和 23)年の 1 円は 90.63 円であり、戦後の復興建物を延べ 25 坪とすると、焼失で $300 \times 25 \times 90.63 = 680,000$ 円、全壊では $600 \times 25 \times 90.63 = 1,340,000$ 円となる。阪神淡路大震災での公費解体では、全壊と全焼とに格差をつけていないが、ほぼ同額程度の補償となっていたことは、興味深い。

e. 被災住宅の簡易再建（バラック）と住宅再建／復興対策

(a) 震災直後の仮住まい確保対策と「バラック」

地震の直後は、被災地から周辺の非被災地域の寺院や知人、病院等に避難した。空襲では福井市は文字通り全てが灰燼に帰したものの、福井地震では市街地の1割（約50ha）は焼失したものの大部分の被災地では「震災の特質として、罹災者は夫々の家屋の内に家財道具を残している為に、現地を離れる事ができず、多くはその場に板囲いをして留まった。事実、家財の盗難も可なり多かつたようである。……多数の市民が災害地に起居する結果、便所に窮して不潔になり易く、共同便所の急設の必要が痛感せられた。…… これらの現地居住者のために、県は3坪の仮住宅建設用資材の配給を計画し、災害翌日、木材については木材林産組合総合会融資の上、規格を定めて非災地の製材所に割当出荷を命じ、……」（前川,1950）。さらに「釘の提供」も行っていた。焼失家屋には釘4kg、全壊家屋には（古釘の活用ができるため）釘1.5kgが給付された。この取り組みは、現地での応急自力仮設住宅（バラック）の建設による仮住まいの確保に寄与した反面、都市復興の妨げとなる事態も作り出すことになった。

表7-6 福井地震被災後の復興戸数

地域区分	被災住戸	復興状況（1949年9月末状況）				復興率（%）
		合計	本建築	バラック	修理完了	
福井市*3	(16,497)	15,425	5,162	3,545	5,718	93.5
郡部(福井県内)*3	(30,676)	27,333	16,073	4,244	7,016	89.1
合計(1949.9)*1	46,115	41,758	21,235	7,789	12,734	90.6
合計(1950.3)*2	46,115	43,941	24,415	6,021	13,505	95.0

出典：*1, 竹内, 1950（全半壊焼失家屋46,115戸）*2, 福井県, 1950（全半壊焼失家屋46,115戸）

*3の「被災住戸数」は、復興率からの逆算であるが、合計値と一致しない。

(b) 福井市の住宅逼迫の状況

福井市の調査によると、震災前の福井市人口86,141人に対し、震災後の8月1日の市内人口は88,077人と増えている（福井市,1976）。空襲時と異なり近在の地域が全て被災地であることと、空襲（火災）と異なり住宅は全壊しても家財が残っているので疎開しないこと、災害支援や復旧工事のために外部から人員が流入していることが、このような状況を作り出していた。

表 7-7 福井地震の住宅復興計画 (竹内, 1950 及び福井市, 1976 より作成)

震災復興住宅対策	対策の概要	
個人住宅再建融資	全焼;最大 7 万円(現在 635 万円) 全壊;最大 5 万円(現在 453 万円) 半壊;最大 2 万円(現在 181 万円) * 年利 8.5% * 上記に清掃費が加わる。	融資総額 28500 万円 (うち福井市分 8833 万円、1950 昭和 25) 年 3 月末で 1,344 戸に貸付) * 震災住宅資金貸付協議会から市町村に貸付、市町村から個人へ
公営庶民住宅建設	合計 2,800 戸 (7 坪/戸: 補助率 3/4 で総額 1 億 7,640 万円) * 福井県 1,600 戸 * 福井市 1,200 戸 (新築 839 戸)	* 当初の県計画は 5,000 戸。 * 福井市は、被災市営住宅の修復に 361 戸分を活用した。
間貸住宅建設	住宅の補修費用の半額以内で、平均 2 万円、最高 2 万 5 千円。 ・ 一般住宅 1,000 戸 ・ 市営住宅 350 戸 ・ 入植者住宅 50 戸	* 経済安定本部と建設省の支援で、借家住人・間借人への対策 * 住宅規模が大きい半壊住宅に、住宅困窮者の同居を条件に、修理費用の補助を行う

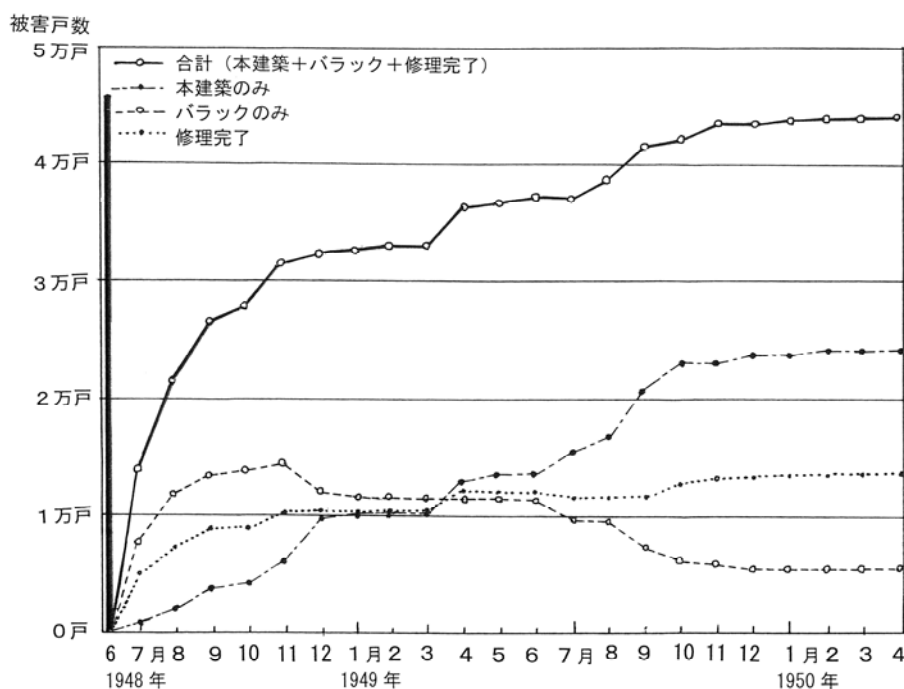


図 7-3 福井地震後の住宅の再建過程 出典: 福井県, 1950
(全半壊焼失家屋 46, 115 戸)

そこから、都市復興とともに住宅の復興が始まっていった。表 7-6 のような住宅再建状況であったが、住宅の再建・復興支援対策としては、表 7-7 のような取り組みが行われた。しかし、1950 (昭和 25) 年 8 月時点での住宅困窮者調査 (福井県) によると、福井市で 5,884 世帯、郡部で 7,380 世帯、合計 13,264 世帯 47,940 人に及んでおり、(戦災の影響を含めた) 潜在的な住宅困窮者を加えると、2 万戸の住宅困窮状況があると考えられ、近郊に間借りや賃借して居住し、福井市内で仕事をしている者が多く、福井市内への転入を待ち望んでいる (前川, 1950)、としている。

(c) 住宅再建支援と再建住宅の推移

福井市を中心に、復興土木事業とともに被災者の住宅再建への取り組みは素早く、その推移は図7-3のようである。震災の一年後から本建築数が急増していく一方、バラック数は減少傾向になっている(図7-3)。これはバラックから本建築への建て替えが進展して、順次バラックが取り壊されていることを示している。

(d) 建築費の高騰と悪質業者の問題

このような復興建築ブームの中、物価及び大工の手間賃などの値上がりや人手不足が大きな課題となった。「災害時公安維持に関する条例」が1948(昭和23)年7月7日に可決された。この条例は1949(昭和24)年7月で廃止されるが、「人心を惑わす虚偽の事実や不確実な情報流布」、「いかなる団体個人も政治的、経済的、その他一切の煽動的言動」そして「災害復興を阻害する一切の言動」を禁止する、とした。この条例審議で熊谷市長は「市内の大工・車力の手間賃が非常に高く、これを取り締まらなければならない」と述べ、労賃の公定手間賃が大工300円、人夫180円のところ、大工1,000円、人夫500円でも集まらない、と訴えている。(福井市,2004)

さらに、全国的にも戦災復興で建設ブームである中で、「震災の報が伝わるや全国の土建業者は福井へ殺到し、県外業者は一時1,000組以上と見られ、その中半数は工事に関与したと思われる。…(県内業者のみでは今日の復興は達成されなかったであろうから)この点、県外業者の功績も認めねばならない。しかしまた、一部の悪質業者が流入して害悪を流したことも事実である。通常工事費の3割乃至5割位の前渡金を交付するのが普通であったが、工事を実施せず、持ち逃げされた事件が続発した。」としている(竹内,1950)。

f. 建築指導の臨時措置と都市計画対応

(a) 建築手続きの簡素化

戦後建築統制の強化は、戦災からの建築復興において重荷となっていた。こうした背景の下で、地震後5日目の7月3日に、建設院総裁の告示及び県の規則が公布され、10月末までは罹災建物の再建は「原則として許可は不要」とし、市街地建築物法適用区域のみ、復興都市計画との関係で「簡単な届け出を要す」こととした。この手続きの簡便化は、住宅や産業用途建物の迅速な復興を第一義とするもので、復興の迅速化に大きな効果があったと思われる(竹内,1950)。

(b) 準防火区域内の臨時防火建築規則の制定

1948(昭和23)年10月27日(地震の4ヶ月後)に、震災の教訓から「臨時防火建築規則」が制定され、準防火区域(福井市の中心市街地50万坪(165ha))および市街地建築物法適用区域(福井市の用途地域指定区域1,955ha(住居1,099ha、商業90ha、工業286ha、未指定

240ha)における特殊建築物(学校、劇場、集会場、旅館、病院など)には、外壁・軒裏・屋根などを防火構造にすることとした。

(c) 不急用途建物の建築許可

復興として急ぐ必要がない建物として、劇場・興業場・ダンスホール・旅館・遊技場・貸席などの不急用途建物については建築許可を要すとし、建設省との協議に基づき「一般住宅の復興並びに県民の要望等を睨み合わせ、逐次この種の建物の復興を処理(建築許可)していく(福井県,1949)」とした。

(d) 耐震防火建築技術指導講習と建築相談所の設置

地震災害からの安全性の確保のため、耐震耐火の建築物を奨励することが復興における重大課題であるとして、一般人の防災啓蒙と建築技術者の技術向上を図るために、耐震防火建築技術指導講習会を実施した。

1949(昭和24)年3月下旬に主要な10地区を巡回して開催された。耐震・防火・法規の講演の後に相談会を設け、耐震は坪井善勝(東大教授)、法規は建設省技官などが講師を務め、「復興建築の建て方(我が家の耐震)」、「耐震仕組み図」、「鉄筋コンクリート構造計画」、「臨時防火建築規則」などの他「半壊家屋応急修理法」などのパンフレット(図7-4~6参照;天理教福井教務支庁,1949に収録)を配布した。

また、福井復興事務所および福井県庁建築課内に「建築相談所」を開設して、随時相談と指導を推進した。

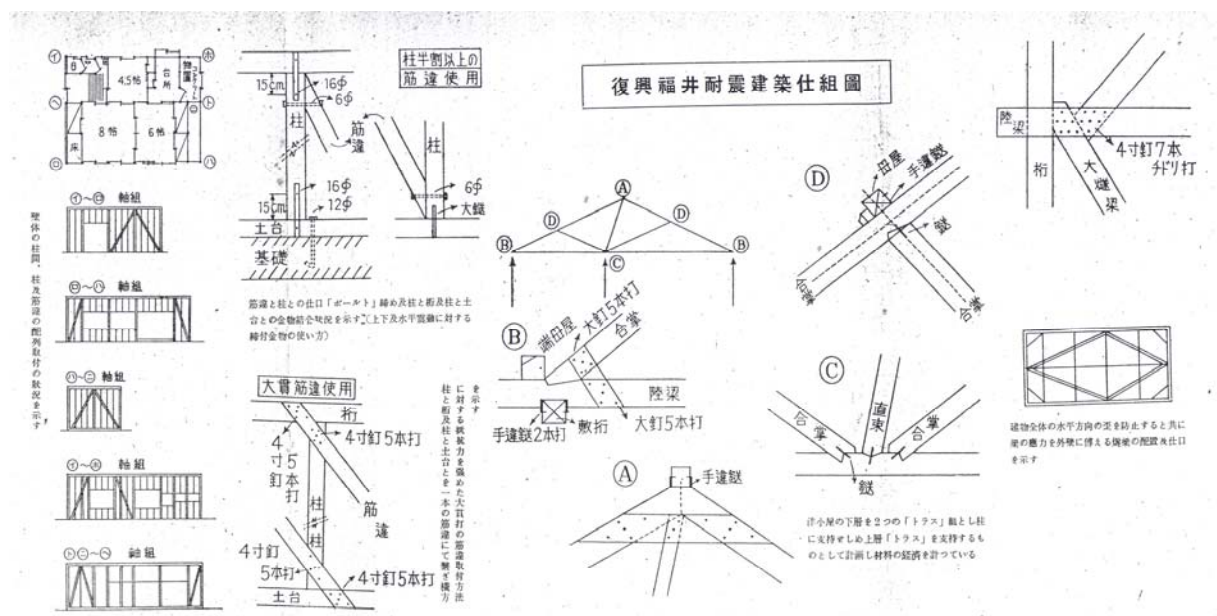


図7-4 講習会パンフレット「復興福井耐震建築仕組み図」 出典：天理教福井教務支庁，1949

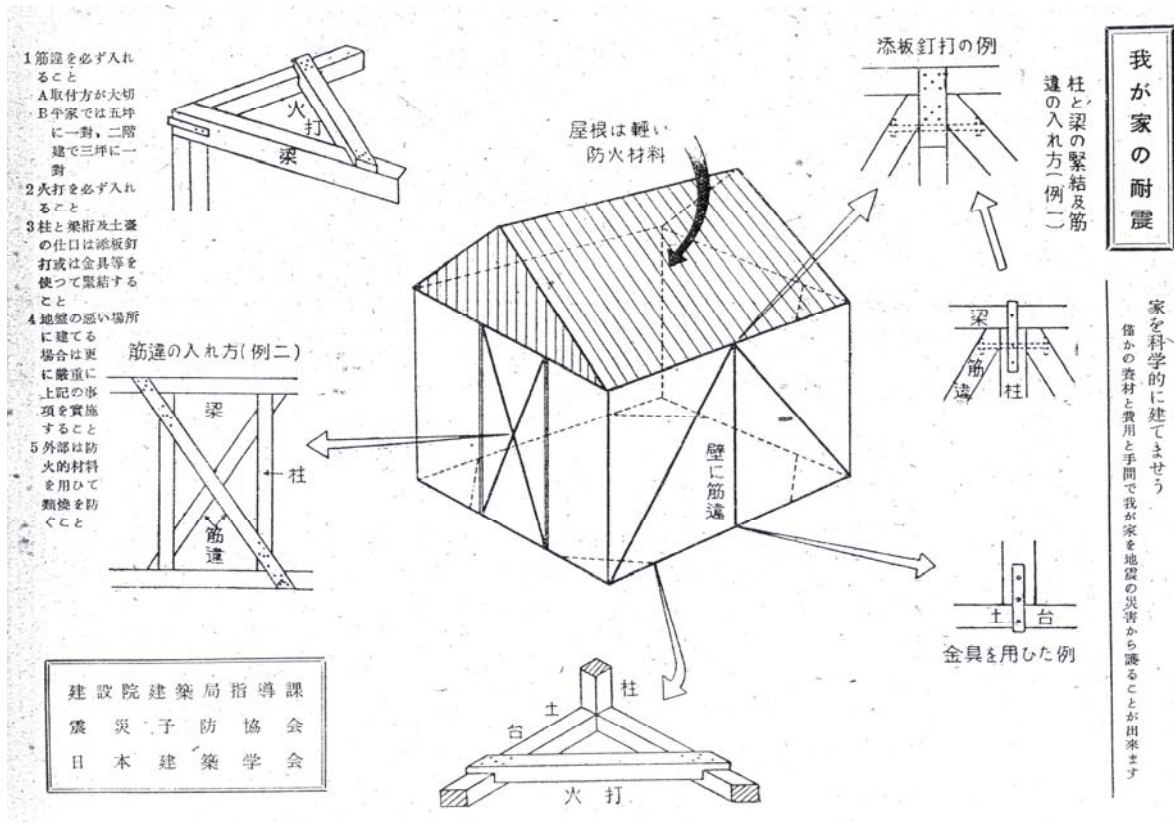


図7-5 講習会パンフレット「我が家の耐震」出典：天理教福井教務支庁，1949

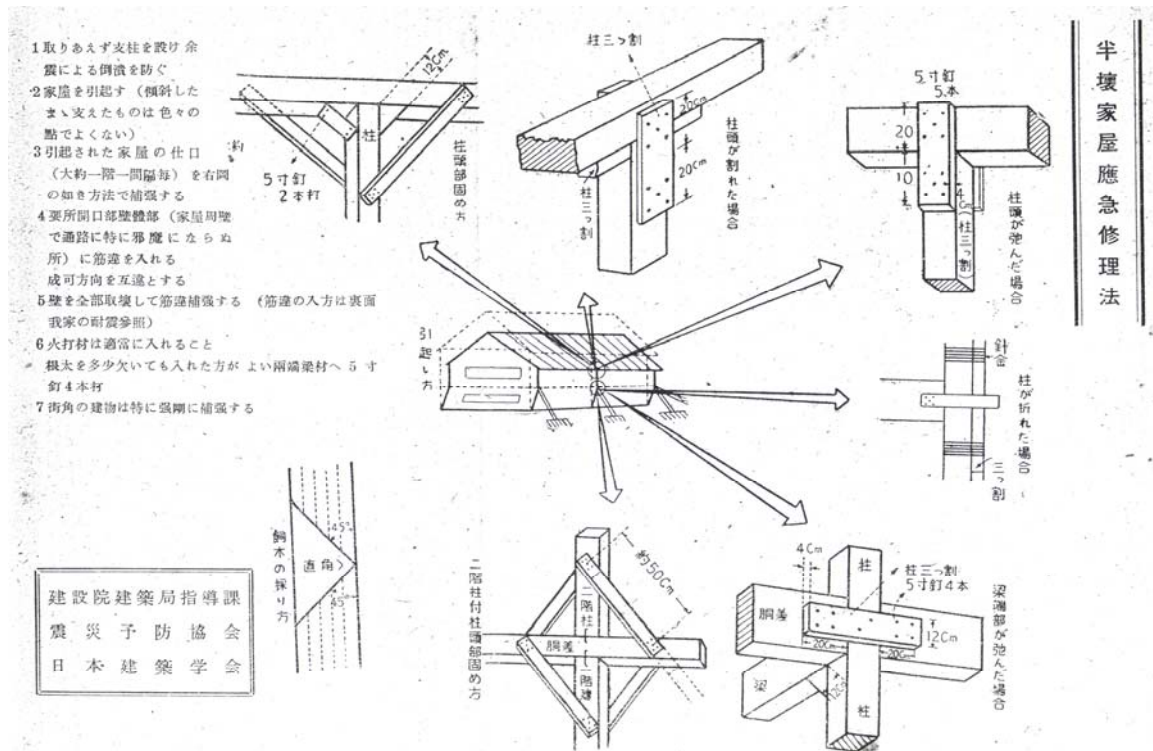


図7-6 講習会パンフレット「半壊家屋急修理法」出典：天理教福井教務支庁，1949

(e) 震災復興建築の課題

このような努力にもかかわらず、竹内（1950）によると、「かくして防災広報の普及には相当の努力を払った結果、最近竣功のものは、しかるべき設計者の手に成る優秀なものが多くなった。然し乍らなお多くの建物殊に昨年（1949（昭和 24）年）竣功のものは、旧態依然たる劣悪なものが大部分で、特に防火の点では経済上の理由もあって、市内建物の7割近くは柿板葺であり壁も多くは前面の化粧のみに終わっている。これが改善については今後格段の努力を要すると思われる。」と評価している。

g. 震災復興都市計画の概要と変更

(a) 土地利用計画－用途地域指定－の変更

戦災復興都市計画を基本的に引き継いで、震災復興都市計画とした。福井の基幹産業である織物業と商業の発展に対応した、明るく住みよい市街地の形成を目指して、街路計画及び土地区画整理事業に合わせて、1949（昭和 24）年1月には、震災復興都市計画としての用途地域の変更が行われた。表7-8によると、二度の災害を経て、福井市の市街地形成は「コンパクト化」が目指されたといえる。

表7-8 福井市の用途地域の変遷 出典：福井, 2004より作成

地域区分	昭和 12 年 5 月		昭和 24 年 1 月		昭和 26 年 5 月	
	面積(ha)	比率	面積(ha)	比率	面積(ha)	比率
住居地域	877	44.2	1,099	64.0	929	49.4
商業地域	412	20.9	90	5.3	194	10.3
工業地域	189	9.6	286	16.7	94	4.9
未指定(準工業)地域 ⁷⁾	490	24.9	240	14.0	665	35.4
合 計	1,968	100	1,715	100	1,883	100
無指定地域	—	—	252	14.7	—	—

しかし、1950（昭和 25）年7月の建築基準法の制定に伴って、用途地域の指定替えが行われたが、ここでは、住居地域指定の縮小と商業地域・準工業地域が拡大し、産業業務型土地利用計画の色彩が強められた。その結果、建築基準法によって商業地域と幹線街路沿道の地域に準防火地域を指定し、翌 1952（昭和 27）年にはそのうち駅前と国道 12 号（1952（昭和 27）年度より 8 号線）の沿道地区 2.84ha が防火地域に指定され、耐震・耐火化に取り組む都市計画的位置づけが整った。

(b) 街路計画の変更

戦災復興計画での街路計画がそのまま震災復興計画となったが、福井駅の移設を前提とする

⁷⁾市街地建築物法（1949（昭和 24）年まで）では「未指定地域」であるが、建築基準法（1950（昭和 25）年5月制定）では、「準工業地域」となった。

街路パターンで当初は計画された。旧来の中心市街地にはすでに堅牢建物が多いため、駅舎を東北側にずらすとともに、北陸線の線路敷きを移設して南北に直線化し国道 12 号（現 8 号線）と直交する幅員 44m の街路を駅前広場とともに整備することを目指した。これらの東西・南北の直交する街路を軸に格子状の街路整備を土地区画整理事業と併せて整備するという計画であった。（図 7-7：この図では、線路敷地の移設用地が確保されていることが分かる。）

しかし、国鉄（現 JR）が予算不足を理由に、線路敷きの移設を中止し、線路軸は南西南から北東北の向きのまま、貨物駅を足羽川の南（橋南地区）に移設したものの、駅舎の向き・位置が現状で固定（計画変更）されたこととともない、街路計画の変更を余儀なくされた。特に駅前広場の面積は大きく減少されることとなり、その後の自動車時代に駅前広場問題は解決されないまま引き継がれることとなった。（図 7-8：線路敷き部分が街区整備され、広場も狭くなったことが分かる。）

（c）河川水路の改廃と下水道計画の推進

城下町である福井市は、足羽川の水を掘と生活用水（水路）として市街地に引き込んでいた。しかし、足羽川や支流の荒川の洪水位は市街地よりも高く、特に足羽川の水位上昇によって荒川からの放水ができずに、たびたび市街地に氾濫していた。そのため、戦前からの懸案であった水路の改廃と下水道計画が、戦災復興における重要課題として取り組まれた。

街路事業および土地区画整理事業に合わせて水路を改廃するとともに、新たに合流式の下水道整備を進めた。この下水道整備は、全国に先駆けて整備されることになり、福井市は 1960 年代には「下水道整備率日本一」を誇ることとなった。

（d）市営都市ガスの整備拡充

下水道とともに、街路事業及び土地区画整理事業に合わせて、被災していた旧ガス管などを全て取り替え、市営都市ガス事業として全面的に整備し直した。

（e）公園緑地計画の変更

都市計画公園と都市計画緑地が土地区画整理事業とともに計画された。戦災復興計画時の基本構想には、都市計画公園として土地区画整理事業区域の 10% を目標とし「25 公園・1 緑地で総面積 16.7ha」を目指した。都市計画公園として、区画整理の換地により用地を確保し、整備をめざした。

掘割を埋め立てた土地に、空襲で被災していた宝永小学校を移転させ、面積 2.12ha の中央公園（隣接の神社境内と城趾の堀（水面）を合わせると 16.5ha）を福井城趾に隣接して配置した。さらに、市街地の東西に近隣公園（3.15ha の東公園と 2.35ha の西公園）を運動公園として整備、その間に児童公園（18カ所）を配置し、その他として小公園（幼年幼児公園 13カ所）を配置する計画であった。

しかし、最終的には1954（昭和29）年12月に「39公園（3近隣公園・1自然公園・35児童公園）・4緑地、総面積13.51ha」に変更され、主要な公園にはスポーツ施設が整備された。加えて県は、市街地北部に総合グラウンドを持つ運動公園の整備も進めた。

また、福井市民に親しまれている足羽山を「自然公園」に指定し、都市計画緑地とは別に、市内を北流する足羽川の河畔に水辺の風致と足羽山の眺望を確保するために「河岸緑地」を設定し整備された。

（f）墓園造成計画の推進

市内に寺院に併設して散在していた墓地を集団移転し、統合することによって、土地区画整理における減歩対応とともに土地利用の高度化を図るために、3.3haの市営墓地公園を計画し、足羽山など市内に共同墓地を造成した。その後、共同墓地計画は拡充され、市内の94寺院を対象に市街地からの墓地の全面移転がなされ、福井市の東（足中山）西（小山谷）南（足羽山麓）北（西別院）4墓地で合計16,000基以上、8.12haの共同墓地が整備された。共同墓地には、寺院ごとにまとまって墓園となっている。

（g）土地区画整理事業の変更

戦災復興として計画された土地区画整理事業と街路事業も、旺盛な個別住宅再建によって要移転建物が急速に増え、土地区画整理事業の実施は困難さを増しつつあった。しかし、土地区画整理事業の換地計画が、震災二日前に決定していたことは大きな事業推進の要となった。この戦災復興土地区画整理事業区域は169万坪（558ha）で、施工前の公共用地率14.3%を施工後には29.8%に高めるものであった。（単純に差し引きすると）公共減歩の割合では15%を上回る事業である。

地震は非空襲地域にも被害を発生させたので、足羽川南部（橋南地区）で震災の被害が大きかった地区を改めて土地区画整理事業区域に含めることとなった。1949（昭和24）年9月に事業区域面積は43ha拡張され、約182万坪（600ha）に拡張された（図7-7）。なお、この拡張された区域に限れば、公共用地率は12.8%を18.06%に整備するものであった。

区画街路については11m、8m、6mの3種とし、11mを主幹街路として総延長約116kmの街路配置を行い、全て換地で土地を確保した。街区は通風と採光を考慮し、東西方向を長辺に130m～70m、南北方向を60m～40mを標準とした。

画地（敷地）は30坪（100㎡=15m×20m）を最小規模とした（福井市、1976）。

（h）「要移転家屋」への移転補償費

震災後、換地計画が決定していても、すでに旧敷地に自力再建している人も多く、街路計画および換地計画に対して、住家の移転を必要とする「要移転家屋」は増えていた。

要移転家屋は震災直前には約4,500戸（うち2,980戸は街路整備に関連）に達していたと見

られ、特に市街地の中心部に多くの要移転家屋があった。しかしそれらが震災で焼失したり倒壊した。震災後、先述のように敷地清掃の助成金を提供したが、加えて、元の敷地に再び自力再建されて要移転家屋とならないように、自宅等の再建を「換地先」で行う者には「移転補償金」を支払うこととなった。全壊家屋で換地先に移転する者には建物面積あたり 300 円／坪（現在価格 27,200 円／坪）、半壊家屋では 500 円／坪（同 45,300 円／坪）であった。震災後二年間で約 1,400 戸が移転し、幹線街路はほぼ開通された。

福井市震災復興計画図



図 7-7 福井市・復興都市計画図 出典：福井県, 1949

福井復興土地区画整理設計図

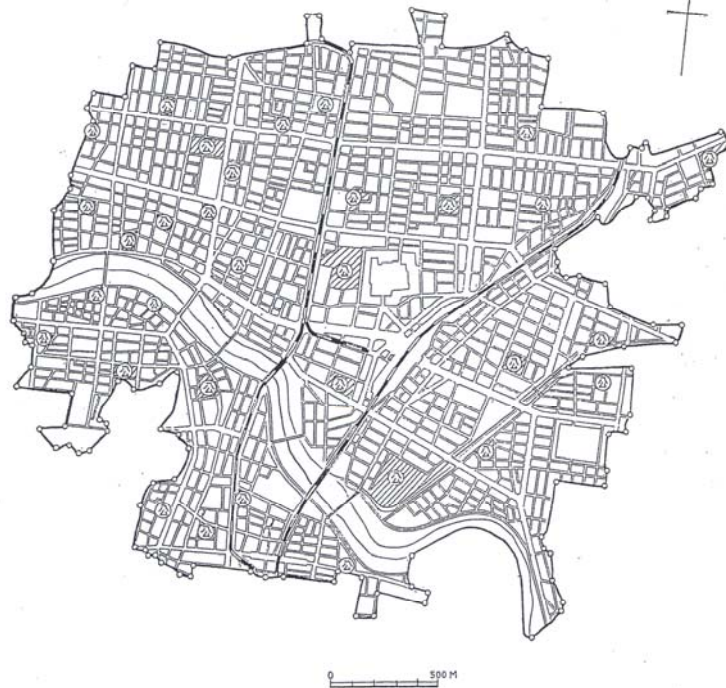


図 7-8 福井市の最終復興土地区画整理図 出典：建設省, 1959

戦災復興土地区画整理事業として都市計画決定し、震災復興時も都市計画としては、「戦災復興都市計画」の変更であったため、図 7-8 の計画図が、「最終計画」なのである。

これらの移転は、震災直後には旧敷地にバラックで自力再建されたものの、その後に換地先に本建築が完成した時点で転居し、バラックは撤去されていくのである（竹内,1950）（表 7-7 参照）。しかし、「このようなバラックには、バラック制限令違反として無償移転を勧告したが、勧告に応じないもの 170（～200）件に対しては、「除却命令」を発し、4 戸については、「代執行」を行った」という（竹内,1950）。

なお、堅牢建物の土地区画整理に伴う移転補償とは異なり、いわばバラックの移転補償措置によって、街路整備と土地区画整理事業が目に見える形で進捗していった（熊谷,1950）（福井市,1976）。

(2) 森田・松岡・丸岡・春江・金津・芦原 6 町の震災復興

a. 復興都市計画の陳情

震源地近傍の 6 町は、表 7-5 のように、新たな震度階「震度 7（激震）」を創設することになった非常に強い地震動に見舞われ、全壊率 100% というような激しい被害となったことに加えて、その狭隘街路に起因して被害が拡大した。震災直後の救出救助活動も、消火活動も困難であったし、事後の倒壊家屋の整理、瓦礫の整理にも非常な困難が伴った。そして、「6 町が期せずして都市計画の実施を陳情してきたのも、むべなるかなであった。」という（前川,1950）。

b. 6町における震災復興の基本方針

この陳情を受けて、福井県は建設省の基本方針をもとに、6町に対する復興方針を定めた。

- 1)重要県道国道の改良は都市計画事業として県が執行する。
- 2)その他の道路は町が執行する土地区画整理事業によって改良する。
- 3)県が執行する道路の用地は、町が執行する土地区画整理事業の減歩に上地する。
- 4)国庫補助は、県が執行する道路改良事業に交付することによって、町執行の土地区画整理事業の財源に充当する。
- 5)各事業とも、事業執行年度を三年間とし、1950（昭和25）年度を持って完成する。

c. 復興都市計画事業費と財政負担の課題

以上を基本方針として、事業費の2/3を国庫からの補助金で、1/3を県と当該町で負担することとなった。主な復興都市計画事業費の概算は表7-9である。しかし、「6町震災復興都市計画事業についても貧弱な災害町財政では県執行事業の地元負担すら過重の傾向にあり、逸早く確保した道路、公園等の築造費に困難を来し、これの収じように（予算確保に）苦心を要する」としている（前川,1950）。

困難な中での事業遂行のため、1948（昭和23）年8月20日に「福井県震災復興都市計画促進同盟会」を組織して、共同歩調での推進を期した。

表7-9 復興都市計画事業の主要な当初事業費の比較 出典：福井県,1949

(万円)

市町名		福井市	森田町	松岡町	丸岡町	春江町	金津町	芦原町	合計
全体 計画	事業費	73,000	4,200	4,820	5,950	4,000	4,340	2,180	98,490
	補助金	48,700	2,800	3,213	3,967	2,667	2,893	1,453	65,660

土地区画整理事業、街路事業、上水道事業の事業費に事務費を含む。

戦後の混乱期で、経済財政が不安定な中であり、国庫からの補助を事業費の2/3として推計した。事業総額は現在価格でおおよそ900億円相当と推計され、国庫が600億円、県が150億円、被災市町が合計で150億円の負担となる。

6町のうち、火災を発生させなかった芦原町では、土地区画整理事業を行わなかったため、復興都市計画事業費が約2,000万円（18億円）少ない。その他の5町はいずれも地震火災によって被災しているが、最も土地区画整理面積（約77a）が広い丸岡町では5,960万円（54億円）の事業費で、1,000万円（9億円）が町の負担という事業であった。

福井県編集の「福井震災誌」の巻末の座談会によると、二年後の丸岡町の復興状況について、「住宅資金、営業資金を借りて災害前の全1,600戸の約七割1,200戸が再建されたが、その中の二割（240戸）くらいは、ガラスも畳も入らん。畳やガラスを配給してもらい金がないからで、もう金詰まりの突き当たった状態である。…中略…金を借りなければならんが、それも長期なら必ず復興できると思うが、短期ではだめだ。」……中略……「被害のないところに税

を負担してもらい、その金で配布金を増やしてもらいたい。」と述べている。(佐山,1949)

また、「農村は長期でなければ復興できない。以前は勸銀で長期資金が借りられたが、……」……中略……「農村の一番の痛手は不動産が抵当物件にならないことで、(銀行から借りることもできず) 何とかならないか。」との発言もあった。(末本,1949)

このような課題は、今日の災害復興に共通する課題でもある。

d. 6町の復興都市計画図

6町の震災復興都市計画図は、以下である。

延焼火災を食い止めたために土地区画整理事業を行わなかった芦原町の復興都市計画図は街路計画のみで、区画街路が整備されず、街区形態が不明確である。温泉町としての復興は、大規模敷地の旅館が立地し、街路網の整備が最も重要な課題であった。

他の5町では、火災による市街地の焼失に見舞われており、土地区画整理事業による区画街路の整備と、その結果として街区構成が明示された。



図7-9 芦原町・復興都市計画図 出典：福井県, 1949

原図の赤線を筆者がトレース



図7-10 松岡町・復興都市計画図 出典：福井県, 1949



図7-11 森岡町・復興都市計画図 出典：福井県, 1949

図7-10、図7-11とも原図の赤線を筆者がトレース

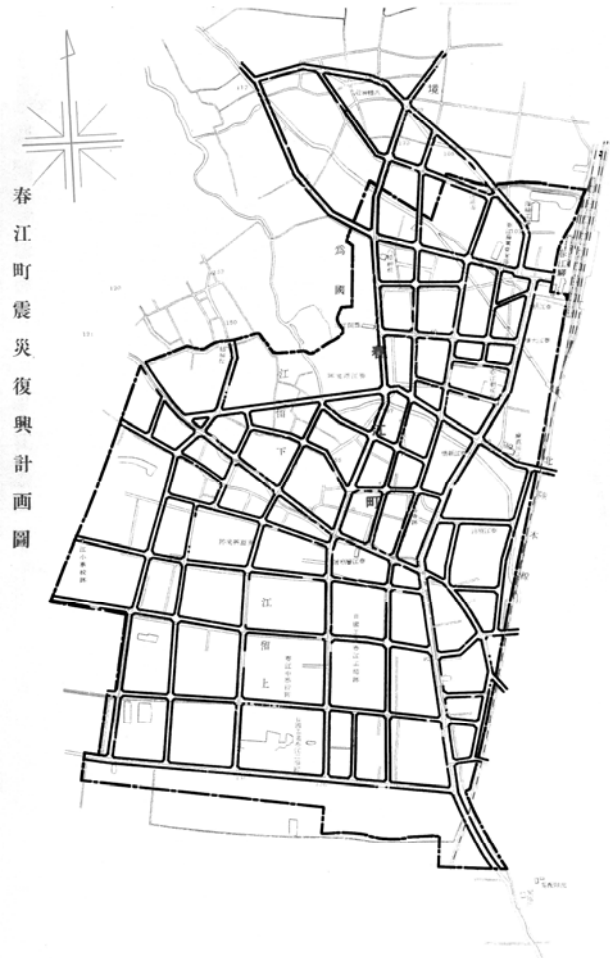


図 7-12 春江町・復興都市計画図 出典：福井県, 1949

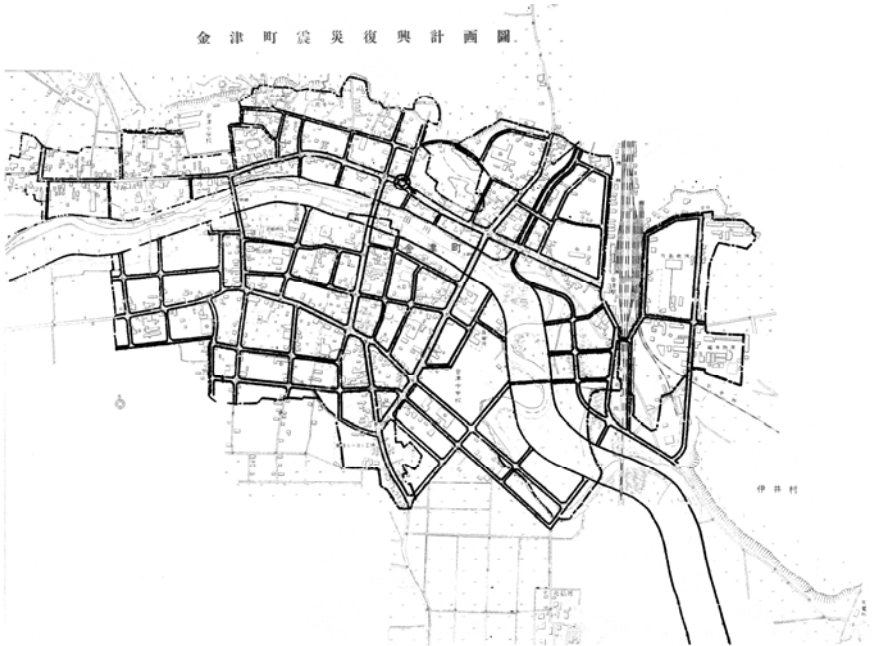


図 7-13 金津町・復興都市計画図 出典：福井県, 1949

図 7-12、図 7-13 とも原図の赤線を筆者がトレース



図7-14 丸岡町・復興都市計画図 出典：福井県, 1949
原図の赤線を筆者がトレース

5 震災復興事業の完了

最適な震災復興とは、何時初めて、何時完了するのか。迅速な復興とは何か、何をもって復興の完了とするのか。

福井地震からの復興計画は、地震の前に始まっていた。福井空襲から福井地震までの3年間に、直後の道路委員会の開設に始まり、産業な経済発行の基盤であり将来の都市発展の礎とすべき街路計画と土地区画整理事業による都市基盤の整備を復興都市計画として定めた。しかも

土地区画整理事業の実施に不可欠な換地計画も完了させていた。そして、福井地震に遭遇した。震災復興計画は、ようやく本格的な実施段階にあった戦災復興計画を引き継いだ。結果的に、地震の3年前に震災復興の取り組みは始まっていたのである。偶然ではあるが、「事前復興」の意義と有効性を示したのである。

では、福井地震からの復興は何時終わったのであろうか。3年の前倒しで始まっていた震災復興は、福井地震から4年、戦災から7年を経た1952（昭和27）年春に、曹洞宗大本山永平寺の開祖、道元禅師七百回大遠忌法要が厳修されるのを絶好の機会として、福井県・福井市の共催による「博覧会」を開催し、戦災、そして震災、その1ヶ月後の水災からの「“不死鳥”のごとき福井の復興ぶり」を全国に紹介することとなった（福井市,2004）。この福井復興博覧会のシンボルは、「不死鳥：フェニックス」であった。いみじくも2004（平成16）年の阪神・淡路大震災の兵庫県復興計画も“フェニックス・プラン”と名付けられている。

福井大学（旧福井工専）キャンパスに隣接農地（3.5ha）を買収して第1会場とし、第二会場は自然公園として整備を進めてきた足羽山公園をあてた。1952（昭和27）年4月9日に開会し6月25日まで二ヶ月半にわたって開催された。開会期間中の入場者は97万人に達した。博覧会后、第1会場は福井大学キャンパスとなった。近年まで、キャンパス内に復興博覧会のシンボルとなっていた噴水と池が残されていたが、現在は取り壊されてしまった。

しかしこの博覧会で復興が完了したわけではない。土地区画整理事業は継続的に進められ、ようやく1969（昭和44）年4月1日に、福井市は「戦災復興土地区画整理事業」の完成式を挙行了。事業の清算事務はさらに継続し、1952年3月（昭和46年度）中によりやく完了した。1946（昭和21）年の着工以来25年の歳月が経っていた。

6 福井地震とその復興に学ぶ教訓

福井地震とその復興に学ぶ教訓は多い。とくに復興に関連して、以下の10項目に整理できる。

- 1) 「震度7」の創設を促した強烈な地震動による橋梁・道路の破壊は、被災地を分断し、救助・救援活動を大きく阻害した。橋梁の確保は重要な災害対応の課題である。
- 2) 医療施設や行政機関などの公的施設も、激しく被災したために、被災地での医療行為は不可能となり、災害対策本部の設置にも苦慮した。道路機能の確保と同時に、災害時の重要機能施設の機能確保のための耐震化の重要性を示した災害であった。
- 3) 強烈な地震動による建物倒壊は、多くの人命とともに火災の発生をもたらしたが、道路を閉塞し、消火活動も救出救助活動も困難にした。建物の耐震化・防火化は、地震対策の根本課題であり、建築基準法に引き継がれて、今日でも重要な地震対策課題である。
- 4) 福井市の震災復興は、3年前の戦災復興の取り組み・体制と決定されていた戦災復興計画が、震災復興の「事前復興計画」として存在していた。震災後に始める復興計画ではなく、震災前に始めておく「事前復興計画」の重要性と可能性を示した。特に、将来の都市発展を目指し

て抜本的な街路計画に基づく都市復興の実現は、復興都市計画を、戦災時と震災時という「2段階実施」によって可能となったのであり、それは「事前復興の取り組み」であることを、学ばねばならない。

- 5) 迅速な復興のためにさまざまな報奨制度による復興への協力とモチベーションの向上を図っている。「被災地の清掃・整地」と「ガレキの処理」に対しては、戦災時に「焼跡清掃・整地報奨金」、震災時にも「清掃・整地補助金」の制度を高じた。阪神淡路大震災での「公費解体」に対応する仕組みであるが、被災者への現金給付によって住宅再建・自力復興を促す経済効果を持ち得たことが、重要である。その支援金額は約 100 万円と同程度であることも興味深い。
- 6) 街路の新設・拡幅や土地区画整理を実現する仮換地先の決定は、都市復興の実現にとって重要な課題である。戦災後には、換地計画の事前周知を図ることに加え、「移転勧告」や「除去命令」などの法的措置がとられてきた。震災後には、それらに加えて、換地や道路境界線を守らないで再建しようとする住宅に対して一層厳しい「水道／ガスの供給を行わない」措置が執られるとともに、(事前復興的にすでに決定していた)換地先での再建を促す「移転補償費」の支給など、復興に向かう確固たる行政の指導力と実践力は、今後の震災復興においても重要な行政力である。
- 7) 行政のリーダーシップとともに、復興に向けて「市民との協働」を実践していることも忘れてはならない。戦災復興の方針が内閣府で決定する前に、市民(市議員と連合町会長)による「道路委員会」で検討し、その結果を即時に公表・周知した取り組みや、火災(空襲)による被害で被災認定が容易であったとはいえ、迅速な罹災証明の発行のために連合町内会に「罹災証明の発行」を委嘱したことなど、今後の大規模災害対応時の教訓にもなりうる取り組みであった。
- 8) 建築資材が制約される戦後状況下で、復興時の建築手続きの簡素化もあって、簡素なバラックや軽易な本設住宅も多かったものの、再建にあたって「耐震化・防火建築技術指導講習会」を開催し、配付資料を作成している。将来の大規模災害からの復興時にも、建築確認業務の簡素化が必要になる可能性はあり、しかし住宅再建における安全確保の取り組みは強力に誘導する必要がある、今後の災害時においても重要な課題である。
- 9) 「戦災」、3年後の「震災」、震災による河川堤防の被害がもたらした1ヶ月後の「水害」と、復興途上で再び被災することによる「被害回復の遅れ」と、異なる災害が重複することによる「被害拡大」を引き起こした『複合災害』であった。21世紀に多発すると想定されている気象災害と、活発化が懸念されている地震災害との、複合的対応が求められる『複合災害』の実例であることも、忘れてはならない。
- 10) 農村地域での復旧事業では、水田や水路、農道、橋梁の復旧工事を集落単位で農家に請け負わせた。これは、人材・機材が不足する中で復旧を急ぎつつ被災農家の収入の確保にも繋がるやり方である。このような手法は、1999(平成11)年の台湾921大震災における被災

集落での取り組みや、2004（平成 16）年新潟県中越地震での集落での復興の取り組みなどに共通する取り組み出会ったと言える。被災者への支援とも成る有意義な復興への取り組みといえ、今日では復興基金によって復興に主体的に関わりながら多様な被災者支援となっていく、そんな仕組みが行われていた。

第 2 節 都市復興事業の実施過程－担当者の回想から－

本稿は、既往研究（塩浦正章, 2003）、既存書籍、資料を中心に整理した戦災復興、震災復興事業（以下、都市復興事業と称する）の実施過程を軸に、筆者らが過去 3 回にわたって実施した「福井の戦災復興を語る」と題する復興事業関係者ヒアリングをもとに、当時の状況と関係者の思いを重ねたものである。⁸⁾

なお、福井震災は、戦災のほぼ 3 年後、戦災復興事業に本格的に取り組もうとしていた矢先に発生したため、戦災復興事業の流れもあわせてみる必要がある。よって、本稿では戦災復興事業にまでさかのぼって述べることとする。

1 復興計画にいかされた秘匿の戦前計画

表 7-10 ヒアリング対象者

氏名・略歴	戦災復興で果たした役割
清水忠雄氏(故人) M28 生 S2 福井県庁入庁 S25.6.29～S31.4.30 福井県都市計画課長	戦災復興事業の立ち上げ、震災復興では県の課長として采配をふるう。
小寺義男氏(故人) T3 生 S21.3 福井市採用 復興事務所区画整理係長 福井県都市計画課長	市職員、戦災復興事務所の区画整理係長として実務の中心的存在。
若林喜良氏(故人) T6 生 S22.2 復興事務所採用 復興事務所区画整理課長 福井土木事務所都市計画課長 ㈱サンワコン代表取締役社長	戦災復興事務所で復興事業に関わりながら、区画整理会社を設立し、その指導にもあたる。
永井竜己氏 S4 生 S23 福井県庁入庁 復興事務所区画整理係 福井県土木部技監	震災の年、19 歳で県に入庁。以後、国との折衝の実務を担う

⁸⁾ 故玉置伸倍（元福井大学教授）を中心に林博（株式会社サンワコン）、岩田一夫（元 ）、塩浦正章（当時福井大学学部生）他 5 名が、1982（昭和 57）年、1997（平成 9）年（2 回）、2004（平成 16）年にわたって計 4 回のヒアリングを行った。

1945（昭和20）年7月19日、米空軍B29約120機が午後8時半頃に本市上空に飛来し、そこから発せられた焼夷弾は市街地外周から中心部へと渦巻状に炎の壁で市民を包囲した。その結果、罹災人口92,300人（1944（昭和19）年10月の人口比91%）、死者1,576人、重傷者481人、軽傷者1,086人にもものぼり、被災面積は約595ha、市街地の95%が焦土と化した。（福井県, 1959）

その復興事業の最初の仕事として市は清掃事業に取り組んだが、瓦礫の山の除去は遅々として進まなかった。1945（昭和20）年10月2日に就任した熊谷市長は、次年度施行予定の特別都市計画法の都市計画費に「焼け跡清掃費」が予定されているとの情報を得て、翌年2月末にはその促進策として完全清掃に坪当たり5円、焼け跡に整頓する集積清掃は同1円を交付すること、さらに金属回収事業の収益を復興事業に充てることを決定した。その結果、同年6月には全体の7,8割の清掃が完了し、後の戦災復旧に大きな成果をもたらした。

このような市民参加の復興事業を進めながら、一方で行政内部では復興計画作りも鋭意進められていた。熊谷市長は、すでに就任前の議員時代から水面下で復興計画、特に道路計画の確定を急いだ。その一例として、1945（昭和20）年11月に国の戦災復興計画基本方針が閣議決定される前に道路計画を市役所で公表している。その理由は、計画の周知の遅れが復興事業を一層難しくするとの判断によるものであった。

記録によると、復興計画は当初県土木課が立案していた。1947（昭和22）年に土木課が土木部に昇格し、その中に都市計画を担当する計画課が設けられ、同年2月5日にその初代課長に就いたのがM氏である。一方、福井市では県との連絡体制を強化するために復興部（計画、土木、庶務の3課体制）を設け復興計画推進体制を整えていた。これらの地元の取り組みを国が支援するために、計画策定段階では福井県出身の建設省施設課専門官が福井戦災復興担当として窓口的役割を果たしていた。

復興計画の立案作業が比較的速やかに進んだ理由として、2代目に県都市計画課長に就いた清水忠雄氏は以下のようなエピソードを語っている。

表7-11 戦災復興略年表（著者作成）

年月日	事項
S20. 7. 19	空襲で市街地の95%（約595ha）が焦土と化す
S20. 10. 3	熊谷太郎氏福井市長就任
S21. 4	小寺義男氏福井市に入る
S21. 5. 3	街路計画、戦災復興土地区画整理計画決定 土地台帳締切日とする
S21. 7. 19	県庁舎前に戦災復興事務所開設
8. 24	土地区画整理事業の施行命令をうける
9. 4	土地区画整理事業決定（S21～25年度）
10. 9	特別都市計画法適用をうけ、復興が本格化
S22. 2	若林喜良氏福井復興事務所に入る
2. 15	施行規程等公布
4. 7	土地区画整理設計の認可
7. 17	公園緑地計画決定
12. 29	下水道計画決定
S23. 2. 29	換地計画原案の議決、仮換地指定作業 永井竜己氏福井県庁に入る
6. 8	復興事務所課制に、体制拡充
6. 26	第1回仮換地指定通知（約200戸）
6. 28	福井震災、再び灰燼に帰す（9割が罹災）
7. 1	震災対策本部を県庁に設置
7. 9～8. 31	隣県より65名の応援、仮換地の現地標示作業
7. 25	豪雨により市北西部浸水被害
S24. 1. 17	用途地域初回変更指定 土地区画整理計画第1回変更（約576ha）
S25. 11. 27	福井鉄道福井駅～田原町駅間開通
12. 22	土地評価規定公布
S27. 3. 20	第1回評価委員会
4. 1	福井復興博覧会
S28. 11. 10	精算金規定公布
S29. 12. 13	墓地計画決定 土地区画整理計画第2回変更（約557ha）
S30. 3. 30	第1工区を除く全工区の換地計画決定
6. 7	仮清算開始（第7工区より）
S33. 3. 29	土地区画整理事業執行年度割延長 （S21年度からS37年度まで）
S33. 11. 28	第7工区換地処分
S34. 5. 4	第7工区区画整理登記完了

「(計画作成作業当時) Tさんが都市計画係長をしており、1947(昭和22)年(実際は福井にGHQ本部が置かれたのが1946(昭和21)年10月であるため、これ以前のことと思われる)にマッカーサーが来るので、地方の都市に対しても戦前の資料を燃やしてしまえという指示があった。それで、土木課でも図面等を燃やした。しかし、Tさんだけは自分の家にもって帰った。その資料は今はないが、戦災復興の時にTさんがその資料を持ってきたため、復興計画が比較的早くできたと思う。復興計画の時には1932(昭和7)年の計画(福井市初の都市計画街路決定)とは若干違った考え方で、街路の幅員等を再検討した。」(1982(昭和57)年7月7日ヒアリング)

この作業に技術者のひとりとして携わった小寺義男氏は、当時優秀な土木官僚を輩出していた「攻玉舎」の出身。戦時中は朝鮮で土木技術者として道庁などに勤務し、戦後引き上げてきた。1946(昭和21)年3月に出身地の福井市に採用され、戦災復興の中核をなした人物である。当時の熊谷市長とのやりとりを以下のように回想している。

「戦災復興の図は、私が引き揚げた時に、熊谷さんから「ある程度思い切った絵を描け」と言われて描いた。Nさんが課長の時だった。(計画立案作業自体は)1945(昭和20)年の末ぐらいから作業が始まっていたと思う。



図7-15 昭和12年の街路計画(左) 昭和21年の戦災復興計画(右)の街路計画
出典: 福井県, 1959 注: 黒線の街路は筆者がトレース

当初は呉服町通りを廃止する予定だったが、上司に言われて修正した。今の(駅前)北通りは(西側)片側の町の計画でしたが、国鉄の操車場と駅の計画が変わったので、東側にも換地を定めることになった。また、福鉄を国鉄と平行に福井駅に乗り入れるという計画も変更されることになり、熊谷さんの希望もあり、福鉄を市街電車として国道8号線上にいた。(このため)今走っている電車はタラップを降ろす郊外型の電車になってしまっ

た。」(1997(平成9)年8月30日ヒアリング)

かくして、ようやく1946(昭和21)年5月3日に都市計画街路と戦災復興土地区画整理事業約557haの都市計画決定に至ったのである。その実現にむけ、7月19日に県庁舎前に戦災復興事務所を開設し、表7-12の体制で臨んだ。

2 震災までに仮換地指定を終えていたことが効奏

復興事務所を開設したものの、換地の専門家が不在で、作業は思うように進まない状況にあった。そんな中、小寺氏が朝鮮海州府時代に入庁してきた換地の専門家若林喜良氏を翌年2月に福井復興事務所に招くことにより、換地作業は一気に弾みがつくこととなった。

1947(昭和22)年4月14日の第1回土地区画整理委員会に換地計画原案を諮り、1948(昭和23)年2月19日の第5回委員会までに全工区の換地計画原案を決定。しかし、復興家屋数約14,000戸のうち、事業による要移転家屋が約4,500戸もあったにもかかわらず、この時点ではまだ50戸ほどしか移転できていなかったのである。全力で仮換地指定作業を進め、6月8日には復興事務所体制も机上の作業から工務、補償、建築など現場作業に対応すべく表7-13のように体制を強化した。

そして、ようやく6月26日に第1回の仮換地指定通知を約200世帯に発するに至り、復興事業もいよいよ本格化の段階に。

しかし、その2日後に予期しえぬ事態が起こるとは誰も知るすべがなかった。

表7-12 戦災復興事務所体制

(S21.8.9 68人体制) 出典：福井県,1959

所長	係	係長	係員(人)
皿沢徳志	庶務	小林十兵衛 他1名	4
	区画整理 (1工区)	谷本又治郎	7
	〃(2工区)	城戸孝二	7
	〃(3工区)	松平驍雄	8
	〃(4工区)	朝日作次郎	9
	〃(5工区)	島崎薫	6
	〃(6工区)	大崎洋三	6
	〃(7工区)	小寺義男	8
建築	津谷忠良	2	

※氏名は着任順

表7-13 課制移行後の復興事務所体制

(S23.6.8~S31.2.1 74人体制) 出典：福井県,1959

所長	課名	課長	係(工区)	係長	係員(人)
皿沢徳志 須藤守蔵 田島喜好 上納利晴 谷本又治郎	庶務	小林十兵衛 塗茂球馬 武沢真一			8
	区画整理	朝日作次郎 小倉栄造 若林喜良	1,2	森和男 水野喜一郎	5
			3	牧野敏男	4
			4	若林喜良 富田伊太郎	6
			5	大崎洋三 加藤忠熙	4
			6,7	小寺義男	5
	工務	谷本又治郎 武藤公幸		長谷川源 上島重吉	14
	補償	池田正次			8
建築	宇野喜文			9	

※ 氏名は着任順。

3 絶望の中での市長の決意

6月28日午後5時14分（夏時間）福井平野を中心に震度7の烈震が襲い、被災地全体で死者・行方不明3,858人、負傷者21,790人という空前の惨事に見舞われた。これにより、戦災復興途上の福井市街地は火災により約9割が焼失、完膚なきまでに破壊された。

市長室で二人の訪問客の応対をしていた市長は、余震から本震までのわずかの時間を以下のように描写している。

「突然窓の外で、ざあっと物の落ちる音がした。僕^{むか}に対して、窓に向きながら座っていた彼は、落ちて来たものの正体を見て、何かを直覚したに違いない。けれども窓を背にして座っていた僕は、少しおかしいとは感じたが、まさかと思うから、それをここ数日とだえていた修理中の3階から屑物を投げ下ろす音が又はじま^{むか}ったくらいに考え、その由を彼に告げて、無理に座らせた。驚くべき激動を身にしたのは其すぐ後であった。揺れる。揺れる。まるで此世の終わりを思わせるような大激動。僕等三人はものも言わず、先を争って室の出口に駆寄った。その時のことで頭に残っているのは、三人が幾度も幾度も衝突したことと、せっかく出口の扉まで達しながら、身体が揺れて容易にハンドルを握れなかったことの二つだけである。」（熊谷太三郎,1955）

その後の惨状を目の当たりにするも、市長就任以来1年9ヶ月、首長として精力的に戦災復興の陣頭指揮をとってきた彼は、絶望の中での決意を以下のように語っている。

「戦災以来3年の努力は水泡に帰したのである。然るにかかるなかにあつてひとり都市計画のみは思わざる利運に恵まれた。即ち之によって難事^{むか}中の難事と目された移転の実施が極度に容易になったのである。都市計画こそは大震災の残した唯一の遺産である。われわれはそれを大切に育て上げ、一意其の成長を図ることによって、うち続く災禍のため日本一の街と化したわれわれの郷土を、やがては日本一の幸福な街^{かえ}に復さねばならない。私は傾いた復興事務所の一室に年来労苦を共にした所員達と相擁し、固く今後の復興を誓ったのである。」（熊谷,1955）

さらに、紙面の都合上、詳細は省くが、被災後1ヶ月もたたぬ7月26日に起きた豪雨による九頭竜川堤防決壊がこの震災を一層惨禍たらしめたのであった。

市は早速、建物の移転促進策として、全壊家屋の換地先への移築には300円/坪、半壊家屋で同上のものには金500円/坪の補償費を交付することを発表した。さらに1948（昭和23）年7月9日から8月31日までの間に滋賀県と京都府から65人の応援を得て、再びバラックが計画予定地に建たないように、仮換地の杭での現地表示を急ぎ、土地に利用制限をかけ、換地先での

建物の再建を誘導した。また、財源的にみても、この年の国からの復興援助額は国庫補助、起債承認、融資承認合わせて約 15,070 千円で、市、県費を合わせてこの2年間で復興事業費は総額 80,250 千円に上っている。

その結果、罹災戸数約 16,000 戸に対して、年度末までのわずか9ヶ月間で約 88%、1年3ヶ月後には 93.5%という驚異的な復興をみた。

被災者にとっては痛恨の極みであったが、戦後の混乱のなかでバラック等が建ち始めて戦災復興事業の進捗が危ぶまれるなか、震災によって建物が一掃されたことは事業推進の観点からは千歳一隅のチャンスで、加えて復興事務所も、震災直前までに事業推進に向けて若林氏を迎えて拡充し、仮換地作業を終えていたこと、県外からの応援のおかげで現地標示作業が早く進んだことなどが、復興事業の進展に大きく寄与した。

また、たび重なる罹災により、市民意識に災害時における広幅員道路や防火帯の必要性、復興土地区画整理事業の必要性に対する世論の高まりも復興推進の後押しとなったことは言うまでもない。

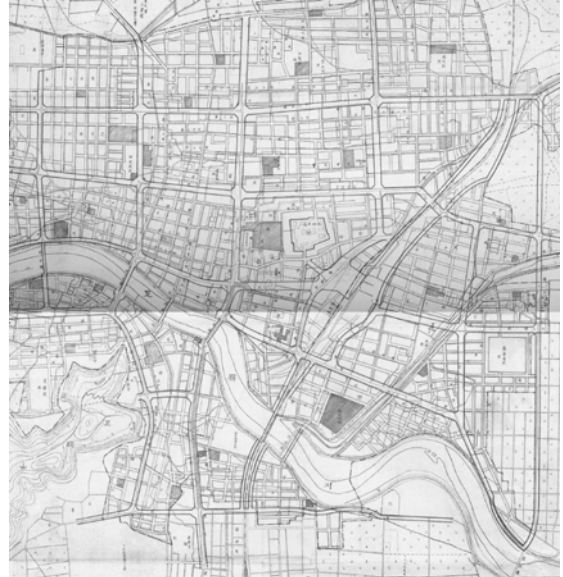


図7-16 震災後の復興計画（昭和24年）
出典：福井県, 1959

4 強制執行、そしてヤクザにも理詰め

事業に着手にあたっては、特に 36mの幹線道路が縦横に計画されている都心のメインストリートである本町、大名町の事業（移転）促進に力を入れた。その理由について熊谷氏は、以下の信念に基づくものであったと回顧している。

「すべての家屋が消失し、換地先に杭入標示までしあるような好条件を備えたところで、事業が実施できなかつたとしたら、都市計画に対する内外の重大な不信を招くのは必至で、復興事業そのものが頓挫する危機意識を強く持った」（1982（昭和57）7.7ヒアリング）

しかし、実際には換地を無視して建てる者もあり、そのために強制執行も辞さない構えで臨んだ。実際の強制執行の様子について清水忠雄氏はこう語っている。

わたしが（強制執行を）思い切るまでは何回も何回もひざを突きあわせて話をしたんだが、（執行後）はすんなりいった。

強制執行も簡単ではなく、警察官が2人立ち会って、品物を確認して「段ボール箱にこれを入れますよ。」と確認しながら入れて、それを我々の手で持っていくんですよ。それをしているうちに話は済んだが。」(1982(昭和57)7.7ヒアリング)

また、事業への異議申し立てへの対応の中には、ヤクザへの対応もあり、それは当時復興事務所区画整理課長の若林喜良氏の仕事だったようで、その当時の様子を以下のように語っている。

「部長のKさん(県土木部長1946(昭和21).12.27~1949(昭和24).11.23)が「若林ちょっと来い」と言われるので部長室へ行きました。日之出商店街のところにHというヤクザがいたんですけど、そのやくざがドスを持って部長室へ行って部長を脅かしたらしいんです。部長は「若林、おまえの担当する地区だし、何を言っているか今一つ分からないんで行って事情を聞いて対処してくれ」と言うんですよ。うちへ訪ねて行って玄関を入ったら、やっぱり手を前に出して「お控えなすって」と挨拶をするんですよ。これはおかしいところへ来たなと思いました。「実は私、復興事務所の者で、何かご意見がおありのようで県へ行かれたらしいですが、私の担当する地域ですので、お話をお聞きしたくて参りました」と言いました。中へ伝えに行くと帰ってくると「どうぞお入りください」と言って、私を上座に据えるんです。そして、本人が出てきたんですが、話を聞くと、自分の土地が過小宅地だったもので金銭処理されることを恐れて部長のところへ怒鳴り込んだらしいんですね。隣の土地も同じ様なものだったので、「じゃあ、お隣と二人仲間で共有地にして換地しましょう」と言うと、「そういう事ができるのならそうしてくれ」とのことでした。よく分からないまま、恐れから、ドスなんか持っていることかそうとす

るんですね。…中略…

私は軍隊から帰って間が無かったですし、独身でしたし軍隊では2,3回死にかけたこともありましたから、怖じ気づかすに行っただのがよかったんでしょうか。正面向いて話せばなんてことはないんだなとつくづく思いました。

私が担当した4工区は、駅前から呉服町、足羽川から田原町までの福井の一番の中心地で45、46万坪あるんですが、いろんな人間が居りました。それがうまく早いこと片付いたのは、自分の若さと戦争から帰ってきた勢いでやれたんだなと今思うんですよ。」(1997(平成9)8.26ヒアリング)

5 急速に進む復興事業、五指に入る戦災復興事業

当初決定の戦災復興土地区画整理区域には、市街地南部の一部が戦火を逃れたこと家屋密集地区であるため区域から除外されていたため、市街地を南北に貫く都市軸である幹線道路が途中で途切れることになり、整備効果が疑問視されていた。しかし、震災によりこの地域の家

屋もほとんど倒壊したので、これを機会に約 6.4ha を追加することにより都市軸としての機能が期待されるようになった。

さらには復興事業推進上、懸案事項となっていた市街地内の墓地を郊外に集団移転するための墓苑として 12.9ha、あわせて 19.3ha を追加して事業を推進した。

このような当時の事業の進捗状況について、震災の年の 3 月に臨時職員として県庁に入庁し、その後国との協議には欠かせない存在として活躍した永井竜己氏は以下のように回想している。

「記録を見ますと、私が行ってから 1 年に 500 軒ずつ家屋移転をしているわけなんです。500 軒といったら、日曜日を除いたら、1 日 2 軒動かさなければならぬんです。口で言うだけでも大変なことですよ。どれだけみんなが一生懸命やったかということです。」

1949（昭和 24）年から約 10 年かけて行った 7.6ha（約 17,300 基）（福井県,1959）の墓地移転について、彼はさらに以下のように語っている。

「墓地移転は名古屋が先進地だと世間では言われていますが、そうではなく福井が先進地なんです。・・・(中略)・・・(墓地の統合移転をすべきとのアイデアを話したところ) 熊谷福井市長が「お前、それはいいことを言う、それでどこへ出せばいいんだ」と言うんです。「小山谷はどうですか」というと、「今から行こう」と言って二人で見に行きました。やろうという話になったのですが、国庫補助対象ではないのですが、建設省に交渉して補助対象でやれることになりました。その墓苑整備は遅れたんですが、言い出して企画したのは福井が一番でした。」（以上、1997（平成 9）8.26 ヒアリング）

また事業の進捗が早かった要因として、土地の評価に対する信頼性が高かったことも特記すべき事項である。当時、税務署の評価でさえ達観方式だった時代に、今では当たり前になっている路線価方式を若林喜良氏に習い、当時数学理論では県内に並ぶ者がいないといわれた敦賀出身の T 氏と一般化することに取り組んだ。説明会でも“信頼性の高い評価方式である”ことを強調しながら換地の話をしたことによって、地権者の理解と同意が得られやすくなったとのことであった。これについて同氏は、

「全国で 114 の震災復興があったわけですが、どこも清算に手を付けられなかったんです。みんな似たり寄つたりの換地のやり方をしていて、いい評価の方法がなかった。建設省自身も自信がなかったんです。それで路線価方式の論文を持っていったらびっくりしていました。完全にビシッと体系的にやったのは福井が最初でした。すべてのことが 114 のうちの 5 指に入る震災復興でした。」（1997（平成 9）8.26 ヒアリング）

その結果、清算作業も比較的スムーズに進んだ。戦災から14年、震災から実に12年という短期間に約557haもの広大な被災地の復興を果たしたのは全国的にもまれである。その要因を再度まとめると、以下によるところが大きい。

まず、戦後の混乱期に乱立したバラック建てが3年後の震災でほぼ一掃されるという、復興事業推進の観点からみれば“不幸中の幸い”ともいえるべき事態が発生したこと。次に震災前までに換地作業を終えていて、震災で一掃された被災地に隣県の絶大なる応援を得て換地の現地標示作業が短期間に進められたこと。また、合意形成面では、度重なる被災によりまちづくりに対する市民意識が高まったこと、さらに土地評価方式をマニュアル化して住民説明会に臨んだことにより、住民の理解と信頼を得ることができたことも大きな要因としてあげられる。